

令和2年塩尻市議会3月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 令和2年3月11日(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第10号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第15号 市道路線の認定について

議案第17号 令和2年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○出席委員・議員

委員長 篠原 敏宏 君

委員 中村 努 君

委員 牧野 直樹 君

委員 古畑 秀夫 君

議長 丸山 寿子 君

○欠席委員

副委員長 中野 重則 君

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長 横山 文明 君

議会事務局次長 赤津 廣子 君

議事総務係主事 小林 貴裕 君

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。若干時間早いですが、皆さんおそろいということでもありますので、ただいまから3月定例会産業建設委員会を開会いたします。今日明日ですが、中野副委員長から欠席の届け出がありましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、審査に入ります前に理事者から御挨拶があればよろしく願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しいところ、委員会を開催をいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げてある案件につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、当委員会に付託されました議案は別紙委員会付託案件表のとおりでございます。

日程について説明をいたします。今回の委員会は本日と明日の2日間にわたり審査を行います。なお、明日の委員会終了後、現場視察を予定しております。予定としましては、午後3時に市役所出発ということでございます。場所につきましては、塩尻駅北土地区画整理事業箇所を視察後に塩尻町の交差点、ため池耐震化事業の箇所、小坂田池を予定しておりますが、時間があればもう1カ所ということになっております。市役所へはおおむね午後5時までに到着予定ということでありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから審査を行います。円滑な進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクの使用をお願いいたします。

議案第10号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第10号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 議案第10号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料で説明をさせていただきます。21ページをお開きください。

1、提案理由。地方自治法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

2、概要。引用している法律の条項を改めるものでございます。

3、条例の新旧対照表。新旧対照表につきましては、この後説明をさせていただきます。

4、条例の施行等。令和2年4月1日から施行するものです。

それでは22ページ、新旧対照表をお願いいたします。本条例第8条では、水道事業及び下水道事業に従事する職員に10万円以上の損害賠償責任があると決定された場合において、職員からなされた損害が避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものであるとの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、損害賠償責任の全部、または一部を免除することができる規定を定めたものであります。この規定は、現行では地方公営企業法第34条において、準用する地方自治法第243条の2第8項を引用しております。本改正地方自治法の中で、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し規定が地方自治法第243条の2に設置されました。これにより、現行の第243条の2は第243条の2の2に繰り下がることとなり、左側の改正案におきまして、引用している法律の条項等を改めるものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ございましたらお願いします。

○古畑秀夫委員 これは10万円以上で職員に過失があれば職員が賠償責任を負うということですか。

○経営管理課長 住民等から過失責任を求められた場合に、損害賠償があった場合に、やむを得ない事情等がある場合については減免の措置があるという旨の規定が、この8条で定められているものでございます。

○古畑秀夫委員 ちょっとよくわからない。具体的にいうと、職員に過失があれば問われるということですか。職員が賠償払わなければいけないということですか。

○委員長 質問でよろしいですか。もう一回確認の答弁をお願いいたします。

○経営管理課長 この8条については、減免の今地方公営企業法を準用している引用条項から設置をしているものでございますが、過失を求められた場合に、この条文でいきますと、避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものに該当した場合に、10万円以上超すものについては減免を議会の同意を得て求めることができるというものでございます。避けることのできない事故、その他やむを得ない事情という極めて抽象的な表現ではありますが、過去に具体的な事例があればこういった場合だということが言えますが、当市にはそういった事例がございませんので、表現として規定の条文から、このような場合減免の措置を議会の同意を求めて行うことができると定めたものでございます。以上です。

○古畑秀夫委員 確かに酔っぱらっていたとか何か特別事情がなければ、誰も変なことしないというか、そんなこと基本的には考えられないわけだから、もともと条項の事項だけですけれど、ちょっとおかしいような気がすると思っているけれど、具体的ではないもので抽象的なものでわかりづらいのだけれど、問題ありそうだと感じただけです。いいです。

○経営管理課長 今回のやむを得ない事情によるものというの一体どういうことを指すのかという、これはあくまでも逐条解説的なものなのですが、一般的には、違法な職務行為によって地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識していなかったことについて著しい不注意がない場合、これらの場合についてはやむを得ない事情ということで考慮してよろしいのではないかとというのが逐条解説的な定義でございます。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第11号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

○委員長 次に議案第11号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○建築住宅課長 それでは、議案第11号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてお願いします。議案関係資料を見て説明させていただきますので、議案関係資料23ページを御覧ください。

1、提案理由でございますが、市営住宅に係る債権管理条例の適正化を図るため、必要な改正をするものなど

です。これは、2015年5月に成立した民法の一部を改正する法律に伴うもので、法改正の内容を反映するものでございます。

2、概要につきましては、(1)入居者が家賃等を滞納した場合に、敷金を当該家賃等の弁済に充てることができるものとするものです。敷金の取り扱いにつきましては、これまで民法には明確な記述がなく、公営住宅に係る国からの公営住宅管理標準条例(案)についてという通知に準じて、入居者が退去する際に滞納家賃等を控除して敷金を還付するという取り扱いをこれまでもしておりましたが、今回の民法の改正に伴い、敷金の取り扱いについて、入居者の退去の際の還付時という限定ではなく、滞納家賃に充てることができることが明記されたことに伴うものでございます。(2)市営住宅の明け渡しの請求に際し、不正入居者から徴収する金銭に付する利息の算定に用いる利率を法定利率に改めるものでございます。これまでの法定利率につきましては、民法第144条において、利息を生じるべき債務については別段の意思表示がないときはその利率は年5分とするという規定がされており、5%の固定費として定めていましたが、今回の民法改正に伴い、法定利率が5%から3%に改正され、かつ、3年を1期として、1期ごとに変動するものと改定されたことに対応するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、次ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。次の24ページをお願いいたします。なお、言葉の言い回しや条例ずれに伴うものを除いて、主だった改正箇所について御説明いたします。24ページの右欄の現行の一番下から25ページ上段にかけての第17条第3項が、敷金の退去時の還付について規定したもので、ただし書きで、未納の家賃または損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付するとし、左欄の改正案では、未納の家賃を国からの準則に倣って変え、これを第4項とし、第3項に新たに、先ほど前のページの概要の(1)で説明しました、入居者が退去したときに、敷金を滞納した家賃等に充当できる旨を記した下線部の条例を加えるものでございます。続いてその下、25ページの真ん中から上の第19条をお願いいたします。第19条は修繕費用の負担について規定したもので、修繕費に要する費用を入居者の負担とする場合は、具体的な内容を示さなければならないため、左欄の改正案のとおり、市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き、市の負担とすると改正するものです。ここでいう市長の定めるものは、市営住宅の入居の手続の際に、入居者へお渡しする入居のしおりという冊子に明記しており、具体的には畳の表がえ、ふすまの張りかえ、障子の張りかえ、建具附属品の修理または取りかえ、蛇口やパッキンの交換、網戸の修理や取りかえなどが、入居者が負担する修繕としております。次の26ページをお願いいたします。26ページの上段は、第40条第3項で住宅の明け渡し請求に関する条項となっており、改正案、現行ともに、1行目に記載のあります、市長は第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、とありますのは、不正の行為によって入居した入居者に対して市営住宅の明け渡し請求を行ったことと、この際の請求できる金額を規定したものでございます。概要(2)で御説明した内容で、右欄の現行の上から5行目から6行目の年5%の割合とあるものを、左欄の改正案のとおり、民法第404条第2項に規定する法定利率に改正するものでございます。主な改正箇所の説明は以上となります。

23ページにお戻りいただきまして、最後の4、条例の施行等についてですが、交付の日から施行するものです。ただし、法定利率に係る改正規定は令和2年4月1日から施行するものです。

以上、議案第11号に関する説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○中村努委員 何点かたくさんあるのですが、まず第19条について、今の説明ですと、入居者が負担するものを細かく個別に示さなければいけないという説明だけれど、改正前の条例のほうが個別に具体的に書いてあって、新しいほうは入居のしおりに書いてあるというふうに、逆のことやっているのではないかと思うのだけれど、これはどういうことですか。

○建築住宅課長 この記載内容については、国の準則で定めている例示されている案に示したもののなのですが、こういう例示、軽微なもの等といったものが明確になっていないことの中で、弁護士の先生と行政系の勉強会の中で、どういったものが法律に照らし合わせるかということの中で、入居者にお渡しするしおりに明確に書いてある、先ほどお話ししました量の表がえとかパッキンの交換とかと具体的に書いてあるもののほうが明示されているということで、改正することについては、こういった例示で問題ないということで改正されたものでございます。以上です。

○中村努委員 入居のしおりというものが法的にどういう扱いになるかわからないのだけれども、この条例から入居のしおりに書いてあることが定めたものだというふうに、どうやって読めばいいのですか。

○建築住宅課長 国の逐条解説の中でも、契約書に明記するか入居時にお渡しする際のしおり等に明記することが必要だということを書いてあるので、それに基づいて入居のしおりに記載するということが対応させていただいたものでございます。以上です。

○中村努委員 そうすると、改正前のものはこういう細かいことが書いてありますよね。入居のしおりにも書いてあるのですよね。ということは、条例にこれを書くのは省いたというふうに見えるのだけれど、そういうことではないのですか。

○建築住宅課長 民法改正する前は、基本的には原状回復という規定が明確にうたわれていなくて、それは契約の中でうたうというような形できたのですが、今回民法改正に伴って、原状回復というものについては基本的に経年変化とか入居者の責任に帰すべきものがなければ、基本的に所有者が責任を負うということで、どちらかというと入居者寄りの法改正になったのですが、ただ、市営住宅につきましては、もともと低廉の家賃で設定をしているということで、特例という形で定めることについては問題ないということになっておりまして、それについては、先ほどお話ししましたように、明確なものを明記しなければいけないということで、現行の改正案では具体的に幾つか書いてあるのですが、それ以外のものについては明記されていないので、それ以上に明記したものについてはしおりのほうで記載するということが対応できるということで、今回このような改正をさせていただきました。

○中村努委員 では、具体的にお聞きしますが、市営住宅、雇用促進住宅もそうなのですが、階段とか通路とか、そこに照明器具とかついていると思うのですが、これは誰が設置して誰が管理していますか。

○建築住宅課長 共同のものについては、当然市のほうで負担になりますし、住戸の中の電気につきましては、照明器具等の修理及び取りかえについては入居者の負担。電気の球が切れた場合については入居者の負担という形になります。

○中村努委員 入居者が負担しているのですか。

○建築住宅課長 球の交換とか消耗品については、入居者に負担していただいています。

○中村努委員 階段の電気料です。

○建築住宅課長 階段の球がえについては共用のものなので、市のほうで交換させていただいています。

○中村努委員 これは、例えば吉田の市営住宅の場合、球の交換だとか電気料だとか、棟ごとで自治会みたいな組織をつくって、そこで払っていると聞いているのですが、それは違いますか。

○建築住宅課長 申し訳ございません。私の勘違いでして、共用の部分の階段部分の消耗品については共益費をとって、その中で交換していくということで、訂正させていただきます。

○中村努委員 共益費は誰がとっていますか。

○建築住宅課長 各団地の自治会のほうで金をとっているという形になります。

○中村努委員 基本的に市が入居者に対して共益費を徴収しなければいけないというふうに思うのです。それがなぜ自治会がやるのか。例えば、共益費を入居者から徴収するというのと、入居者がその自治会に加入するかどうかということは全然別問題で、自治会が徴収して管理していかなければいけないということはおかしいと思うのです。きちんと市が共益費として各それぞれから徴収をして、電力会社等に支払っていくというのが当たり前だと思うのだけれど、どうしてそういうことにならないのですか。

○建築住宅課長 過去の経過がどういった形で行っていたかということがわからないのですが、それぞれ集会所とか、そういったもののそれぞれ使う部分の電気代とかガス代とかいったものも含めると、使った人の使用負担という中で負担してきていただきたいという中で、共用部分については電気代も含めて入居者のほうで負担していただいているということできているというものだと思いますので、そこら辺は、今後どういった形で共益費を集めたかということも含めて再度確認をさせていただきたいと思います。

○委員長 答弁には時間が必要ということですか。

○建築住宅課長 確認をさせていただいて、また改めて答弁させていただきたいと思います。

○委員長 それでは中村委員、しばしよろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 では、ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 敷金というのは大体どのくらいとっているわけですか。

○建築住宅課長 家賃の3カ月分でございます。

○委員長 ほかによろしいですか。中村委員に関しては、今の答弁がないと決議には至らないということでもよろしいですか。建築住宅課長、どのくらい時間を要しますか。

○建築住宅課長 できましたら、きょうの夕方までに、もし経過がわかればお答えしたいと思います。

○委員長 しばしだったら、今休憩を入れようと思いましたが、答弁の調整作業だと思います。

○建設事業部長 できましたら、今19条のところの条例改正の部分でございますので、今お話があったのは次の20条の入居者の費用負担義務というところに関するものと思われまして、うちのほうで今の状況を確認させていただきますので、そんな対応をとらせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 時間的にはなるべく早くに作業を済ませていただきたいと思いますと思いますが、どのくらいあればよろしいですか。

○建設事業部長 19条の今の条例改正のほうは19条にかかわる部分でございますので、今の中村委員のお話

は次の20条の今条例改正の部分にかかわらない部分だというふうに、もしそういうふうに解釈していただければ、19条の条例改正はここのところで御審議をいただいて、20条にかかわる部分は後ほど調べて、現状を確認させていただいて説明をさせていただくということによろしいでしょうか。

○**委員長** 中村委員、今の説明あるいはこの作業で、議決にかかわる部分についてはどう判断されますか。

○**中村努委員** この20条にも(4)の改正点、前条第1項において市が負担することとされているものを除きと書いてあるのだけれど、結局そこにかかわってくるわけです。なので、私はその答弁がいただけないと、なかなか判断つきかねます。

○**委員長** そうしますと、答弁の調整には時間が要するというふうに理解をいたします。これは粛々とやっていただくとして、この議決に関しては、一旦その調整が済むまで預らせていただいて、再度質疑から入らせていただくというふうにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**中村努委員** では、現状を調べていただく中で、具体的に私が聞いて、これはおかしいのではないかと思ったこと申し上げますので、その点についても調べておいていただきたいのですが。ある市営住宅とっておきますが、その共用部分の電気料について、今までは要するに一斉清掃なんかの出不足金をとって、それを充てていたという話を聞いています。それで、最近出不足金を出すのが嫌なものだから、みんな出てくるようになったら電気料が足りなくなってしまって、新たに電気料として、改めて徴収が始まったというのです。そういうようなことがあるので、それはおかしくないかなと思うのです。これはあくまで市が所有者でありますから、市がそれぞれの入居者から徴収して、入居者が負担するということは問題なのです。だけど、そういうことが今あって、最近では、要するに自治会に加入しない人も出てきているわけですので、そうした人の分まで入会している人が負わなければいけないということになってしまうわけです。ですので、その辺の公平を期すために今のやり方というのはおかしいのではないかという、そういうことですので、そういうことも含めて調べていただきたいと思います。

○**委員長** 建築住宅課長、そういうことで、今のお話を聞いた上で調整は可能ですか。

○**建築住宅課長** 確認させていただきます。

○**委員長** それでは、しばしこの件については預らせていただいて、時間をとります。後ほど、調整が済み次第連絡をください。議題にいたします。

議案第15号 市道路線の認定について

○**委員長** 次に議案第15号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**建設課長** それでは、第15号市道路線の認定について御説明をいたします。議案関係資料50ページをお開きください。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、4路線を認定するものです。1路線は、塩尻駅北区画整理事業に伴うものです。また、残りの3路線につきましては、開発事業に伴い帰属等を受けた道路となります。最初に路線番号3577、路線名大門桔梗ヶ原19号線です。場所につきましては52ページをお願いいたします。別図1を御覧ください。塩尻駅北区画整理事業で整備する道路となります。交差点と公安の協議が整いましたので認定を行い、来年度道

路築造をするものでございます。50ページに戻っていただきまして、延長につきましては約40メートル、幅員は4メートルでございます。道路の構造物等につきましては、道路両側に自由勾配側溝が設置されることとなっております。次に、開発事業に伴う3路線となります。路線番号3578、路線名が芝茶屋15号線です。場所につきましては53ページをお願いいたします。別図2にありますように、国道19号線緑ヶ丘南交差点を西に向かったところとなっております。ページに戻っていただきまして、延長につきましては約24メートル、幅員は4.5メートルでございます。開発道路の構築物等は、片側に自由勾配側溝が設置され、終点に回転広場が設けられております。雨水処理は浸透ますが設置されております。区画数は4区画となっております。次に路線番号3579、路線名が駅西41号線です。場所につきましては54ページとなります。別図3でございます。塩尻駅の西口、サントリー塩尻ワイナリーの付近となります。ページに戻っていただきまして、延長につきましては約28メートル、幅員は4.2メートルでございます。道路の構造物等は、道路の片側に自由勾配側溝が設置されておまして、雨水処理として1カ所の浸透ますが設置されております。区画数は4区画となっております。続きまして、路線番号5411、路線名が町区町裏支線でございます。場所につきましては55ページ、別図4でございます。セイコーエプソン塩尻営業所の東側となります。ページ戻っていただきまして、延長につきましては42メートル、幅員は6.6メートルでございます。道路の構造物等は、道路の両側に自由勾配側溝が設置され、回転広場が設けられております。雨水処理として1カ所の浸透ますが設置され、区画数は9区画となっております。以上、今回認定する路線でございます。

参考といたしまして、51ページをお願いいたします。今回認定することによって、市道の路線数は4路線増加をして2,530路線となります。延長につきましては134メートル増加しまして、89万5,578メートルとなります。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたら。

○中村努委員 3577ですが、説明があったかどうか。現道はあるわけですか。

○建設課長 もともと市道として認定をされておりましたが、区画整理を実施することに伴いまして廃止をして、一部、区画の中につくる道路は認定をかけてございますが、この部分につきましては、認定をしていなかったということ。交差点協議等、整いましたので、今回改めて認定をするものでございます。ですから、前回、一回、この路線を廃止しましたけれども、今回、交差点、こういった協議等が整いましたので、改めてこの部分だけは認定をかけさせていただくものでございます。

○中村努委員 わかりました。そうすると、この先、ずっと市道は続いていますけれども、これはそのままということですか。

○建設課長 この部分のほかのところにつきましては、区画の中の区画整理の道路として築造されておまして、この部分、その築造された道路から西通線につながる部分だけが少し認定が遅れていたということで、今回認定をかけているものでございますので、ほかの路線については、区画の整理の中のいろいろな道路で、少し位置と変わってしまっていますが、そのようなことでございます。

○委員長 よろしいですか。

一点、私のほうから。今の関係ですが、今まで、今、区画整理がされて、いい道が入っているというところは、もう既に認定済み。前回やった分がそこにあって、そして、今回やったところだけが残っていたということで、

今回の終点が前回議決した道路の起点になっているという理解でよろしいですか。

○建設課長 起点終点は、そういうことで、起点のほうは西通線側、終点が矢印の先なので、そういう形となります。

○委員長 わかりました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了します。これより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号市道路線の認定について全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和2年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○委員長 それでは、議案第17号令和2年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。これは数がたくさんありますので、区切って行いたいと思います。始めに、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び第2項清掃費1目し尿処理費の説明を求めます。説明者は議事の進行にあわせて、適宜入れかえを行ってください。

○下水道課長 それでは、予算書189、190ページ、予算案説明資料51ページになりますのでお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費6目環境保全費18節負担金補助及び交付金のうち、下から2つ目の白丸、合併処理浄化槽設置事業638万2,000円のうち主なものにつきまして、上から2つ目の黒ポツ、合併処理浄化槽設置事業補助金630万円でございますが、この補助金につきましては、下水道事業、農業集落排水事業のいわゆる集合処理区域外のエリアにおきまして、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽設置者に対して補助を行うものです。令和2年度につきましては5人槽6基を見込んでおります。

続きまして、予算書193、194ページの4款衛生費2項清掃費1目し尿処理費をお願いいたします。194ページの白丸、し尿処理施設管理費でございます。この予算につきましては、し尿、浄化槽汚泥、農集排汚泥、檜川地区の特管汚泥を衛生センターにて受け入れ前処理、希釈を行った後、公共下水道へ流下させるための費用となっております。予算額8,218万6,000円のうち、主なものについて申し上げます。上から2つ目の黒ポツ、消耗品費379万3,000円でございますが、活性炭、ポリ硫酸第二鉄等の薬品の購入費用でございます。それから4つ下の黒ポツ、電力使用料805万2,000円でございますが、衛生センターの施設の稼働に要するものでございます。それから2つ下の黒ポツ、営繕修繕料1,140万2,000円でございますが、

破砕機、ドラムスクリーン、圧縮機等の修繕を行うものです。下から4つ目の黒ポツ、衛生センター運転管理業務委託料1, 128万6, 000円でございますが、衛生センターの機器の運転施設の管理を委託する費用でございます。

1枚おめくりいただきまして、予算書195、196ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、電気設備更新工事3, 800万円でございますが、現在の衛生センターが運転を開始した昭和60年から30年以上稼働してまいりました高圧受電設備を更新するものです。私からは以上でございます。

○委員長 それでは説明を今、受けました。歳出4款衛生費中、1項保健衛生費6目環境保全費のうち、合併処理浄化槽設置事業及び第2項清掃費1目し尿処理費までの質疑を行います。委員の皆さんから質疑がありましたら。

○中村努委員 合併処理浄化槽ですけれども、大体、市内に、今までどのぐらい設置をされて、あと、合併処理浄化槽でないとできない箇所というのはどのぐらいあって、この予算では、そのうち何軒分の補助を予定しているのか。

○下水道課長 現在、塩尻市内には個別処理区域ですけれども、全体で対象戸数は159戸ございまして、今までに浄化槽設置済の家屋は106戸残っております。ですので、個別処理区域のうち、まだ浄化槽が設置されていない家屋につきましては、今のところ、住民基本台帳ベースですけれども53軒残っている状態でございます。以上です。

○中村努委員 53軒のうち、この予算で対応するのは何軒ですか。

○下水道課長 この53軒が個別、集合処理区域外の補助対象家屋となりますので、この53軒の方が全て補助対応の方となります。

○委員長 ことしの予算で予定している数という質問ですが。

○下水道課長 補助事業につきましては、それぞれ合併浄化槽を設置しようとする方が、浄化槽を設置したいので補助をしてくださいというような申請があつてからですので、6基までは予算の範囲内ですので、6基分までの要望があれば事業として対応が可能となっております。以上です。

○中村努委員 この53軒の方というのは、どうやって処理をしているのですか。

○下水道課長 水洗化されていませんので、し尿についてはくみ取り、雑排水については地下浸透ということで処理いただいております。

○中村努委員 できるだけというか、そういう方が合併浄化槽にしてもらわないといけないと思うのですが、それを行政のほうから何とか説得して何とかやってもらうとか、そのようなことはするわけですか。

○下水道課長 公共下水道につきましては、下水道法に基づきまして本管が通ったあと、まずは水洗管接続義務というのが生じるのですけれども、浄化槽に関しましては、補助金以外にも自己負担していただく分というのもございますので、それぞれの御家庭の事情等もありますので、なかなか市のほうで、現状では積極的に設置していただきたいということでの取り組みはできない状況です。

○中村努委員 あくまで、個人の申請を待っているというだけで、いわゆるそういうことではないわけなのですか。

○委員長 質問でよろしいですか。

○中村努委員 はい。

○下水道課長 本来、浄化槽設置の目的というのは、設置者の方にとっては生活環境が向上するという機能と、ある一方では、水環境、水質汚濁を防止するという2つの目的がありますので、水質汚濁を防止するという観点からは、市のほうでも働きかけというのは、このような制度がありますということで、御案内は必要ではないかという認識はあります。以上です。

○中村努委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 そうすると、今の関連ですけれども、結局、水洗にできない地域というのは公共下水なりのところからどのぐらい離れているとか、決まりがあって対象外ということのわけですか。その辺の基準というか、それはわかりますか。

○下水道課長 公共下水道への集排といった集合処理と、浄化槽という個別処理は、どちらのエリアにするかということについては、国土交通省と農水省、環境省でそれぞれ経済比較の共通のルールを決めて、集合処理をやったほうが経済的であるエリアと、個別処理区域でやったほうが経済的であるエリアというのを判定して、エリアマップというのを作成して、経済判定の結果、個別処理のエリア、集合処理のエリアということで決まっております。以上です。

○古畑秀夫委員 それで、施設だけつくるといって、施設だけといっても水道だけではなくて、うちの改修もしなければいけないから大分かかるとは思のだけれども、設備そのものというのは、個人負担は、いわゆる市から補助している金額のほかに、例えば5人槽であれば、大体どのぐらいかかるわけでしょうか。

○下水道課長 まず、トイレ水洗化をしたり、トイレ、お勝手の水を浄化槽までもっていく配管というのは、下水道も農集も共通の設備ですので、特にはそちらのほうの費用までは把握していませんけれども、合併浄化槽を設置して、塩尻の場合、地下浸透をしていただくお宅が多いのですけれども、ここ一、二年の実績ですけれども、5人槽を設置した場合、浄化槽本体と地下浸透の設備で、5人槽の場合、やはり130万円前後のお宅が多いような状態です。以上です。

○古畑秀夫委員 それで、いわゆる市からの補助というのは、それでどのぐらい出て、個人負担がどのぐらいだったのか知らないけれど。

○下水道課長 市の合併浄化槽の設置補助金につきましては、まず、補助金枠設置工事費から、受益者負担金相当額というのを控除した残りの金額を補助金として交付させていただいております。5人槽の場合、少ないお宅では55万円ほど、多いお宅では110万円ほどの金額が補助金として市から交付いたしております。以上です。

○古畑秀夫委員 できれば、先ほど中村委員も言ったように、できる限り合併浄化槽などを使ってもらいたいという、こういう補助金もありますとぜひ知らせ、水資源守るためにも、そのようにできる限りしていただきたいと思います。これは要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかに。

それでは、歳出4款衛生費中、1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費までは、以上で終了といたします。

次に、5款労働費。内容は、1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費は除くということでございます。その範囲の説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、2枚おめくりをいただきまして、予算書の199、200ページをお開きください。あわせて予算関連資料の23ページを御覧ください。5款労働費1項労働諸費1目労政費の主な事業について説明いたします。

最初に歳出の件費の説明につきましては、各課共通で当該科目ごと説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、嘱託員、臨時職員につきましては会計年度任用職員報酬としてそれぞれ計上してございます。原則として各課からの説明は省略をいたします。

それでは、説明欄の上から3つ目の白丸、労働者福祉対策事業は予算額4,800万円でございます。その下の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金360万円は、中小企業退職金共済等の掛金を支払いました事業主に對しまして、130事業所600人分の掛金の一部を補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円は、個人事業者を含めました中小企業勤労者の福利厚生を図る塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金です。朝日村、山形村からの負担金235万7,000円をあわせて補助するものでございます。その下の黒ポツ、塩尻地区労働者福祉協議会補助金140万円は、労働者団体で構成します塩尻地区労働者福祉協議会への事業費補助で、労協フェスティバルの開催でありましたり、福祉施設奉仕などの勤労者福祉活動に取り組む事業へ補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者福祉資金融資預託金3,500万円は、勤労者等を対象といたしました限度額300万円、返済期間10年以内、資金使途に応じた低利な貸付利息をするための原資を金融機関に預託したものでございます。近年の利用実績を考慮しまして、500万円を減額しております。

次の白丸、雇用対策事業は、予算額306万7,000円でございます。一番下の黒ポツになります塩尻地区労務対策協議会補助金100万円は、新規就職者等及び内定者向けの研修会の開催や高校の教職員を対象とした企業視察会等を実施する事業に補助をするものでございます。

その下の白丸、技能者褒章事業は予算額28万3,000円でございます。これは、市技能者褒賞要綱による技能功労者、優秀技能者への記念品等の諸経費でございます。

続きまして、次の白丸、子育て女性等就労支援事業は予算額420万円でございます。その下の黒ポツ、子育て女性等就労支援事業委託料は就業を目指す子育て中の女性に対し、講習などを行いましてスキルアップや就業につなげるための支援を行う事業を、塩尻市振興公社へ委託するものでございます。国の地方創生推進交付金2分の1を財源として充当をしております。

次の白丸、UIJターン促進事業は予算額674万円でございます。その下の黒ポツ、実践型インターンシップ負担金450万円は、大学生の地方企業への就職や企業が学生の視点を持ちまして課題解決を図ることを目的としたインターンシップ事業として、塩尻市地区労務対策協議会へ補助金を交付しているものでございます。こちらも国の地方創生交付金2分の1が財源となっております。おめくりをいただきまして、201、202ページをお開きください。一番上の黒ポツ、IT事業者居住費補助金24万円は、IT事業者の本市への本格的な移住、事業開始及び拠点設置に向けて試行的に移住、創業を行うものに対して補助金を交付するものです。令和元年度は、2人のお試し移住者がおりまして12月補正で12万円の増額をお認めいただいておりますので、その実績を踏まえまして、令和2年度当初予算も12万円を増額してございます。上から2つ目の黒ポツになりますけれども、移住就業・起業支援補助金200万円は、東京一極集中の是正を目指し、UIJターンを促進するた

め、大都市圏から中小企業に就職または起業する転入者に対し、上限100万円の支援金を交付するものでございます。国の地方創生交付金を活用しておりまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担する、国の制度に基づいております。令和元年度から新たに開始した事業でありましたが、本市の実績はゼロ件。全県を見ましても、5件でございます。したがって、2名分200万円を減額しております。

次の白丸、テレワーク推進事業は予算額1,300万円でございます。その下の黒ボツ、塩尻型テレワーク環境整備事業委託料は塩尻市振興公社へ委託するもので、好きな時間に好きなだけ働ける新たな働き方を行っているものが本市のテレワークの特徴となっており、現在、テレワーカーは登録で660人、実働で270人おりまして、令和元年度の受注見込み額は1億6,000万円強で対前年1.35倍の事業規模になっております。約30社から自動運転関連のデータ作成、企業の経理事務などを受注しております。また、オフィスの拡張工事を実施しており3月末に竣工いたします。こちらも国の地方創生交付金、2分の1を充当しております。

次の白丸、ローカルキャリア普及促進事業は、予算額50万円でございます。その下の黒ボツ、プロフェッショナル人材就業促進事業補助金は、都市部からの人材管理を促進し中小企業の人手不足を解消するために、長野県のプロフェッショナル人材戦略拠点を活用した人材のマッチング支援を行っておりまして、受け入れに必要な民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料の一部を上限25万円補助しているものでございます。

次の白丸、高齢者雇用対策事業は予算額1,368万2,000円でございます。その下の黒ボツ、シルバー人材センター補助金1,365万4,000円はシルバー人材センターの運営に係る補助金です。補助金のうち176万6,827円は一緒にやっております朝日村が負担をしているものでございます。5款労働費の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、今、説明がありました5款労働費の質疑を行います。委員の皆さんからありましたら。

○**中村努委員** 202ページのテレワーク推進事業ですけれども、今、コロナウイルスの関係でテレワークが推奨されていますが、その関係で、この当初予算には当然入っていないと思うのですが、それについての何か新しい支援みたいなものはあるわけですか。

○**産業政策課長** 委員御指摘のとおり、コロナウイルスの関係でテレワークが見直されております。塩尻のテレワークは人が集まってセキュリティを保持しながらするテレワークでありまして、やはり人が集まるということで、ワーカー自体がそういった集まる環境を嫌がるというところもありまして、できる仕事は、今、在宅に切りかえるような、そのような形で、今のほうのテレワークをやっております。御指摘のたな御支援というものです。現在は、まだ市のほうでは制度はございませんけれども、国の動向で、国がテレワークを推進する方向で動いておりますので、そういったいい支援制度ができましたら、市もそういったものを受けまして、テレワーク環境が広がるように努めてまいりたいと考えております。

○**中村努委員** わかりました。これ以外にも、労働環境、国からコロナウイルス対策で、いろいろな支援があると思います。できるだけ早く、こういったメニューが、どういう人に対象になるかというようなことを、ぜひお知らせしていただきたいので、わかり次第、整理して発表をお願いしたいと思います。

○**産業政策課長** 一例を申し上げますと、今、雇用調整助成金が非常にメニューを広げておりまして、こちら、明日になりますけれども、ハローワークの職員が、塩尻商工会議所に出向いて、午後、10組限定で30分ぐらいずつの相談会を開催いたします。こちらも非常に受ける企業が多くて、10者満席になっておりまして、そう

いったふうに国のメニューがありますので、ハローワーク松本にはありますけれども、やはり出向いてもらって労働者の相談を受けやすい体制をつくりながら、市内事業者の支援をしてみたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 今の関連ですけれども、商工のほうでと思ったのですけれども、今、不景気というか、いろいろ外へ出てはいけないということで、飲食から観光から中小企業は大変な状況になっていると思うのですけれども、市内の状況はどの程度把握しているか、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

○産業政策課長 2週間ほど前から、市内の事業者、金融機関に対して聞き取り調査を行っております。実は、1カ月ほど前は、影響が、中国人のインバウンドの影響が発しまして、市内は割と限定的でございましたけれども、その後、日本人が全く動かなくなったところで影響がかなり広がってきておまして、御存じのとおり、飲食、あと宿泊の関係、そういったもののキャンセルが相次いでいる状況でございますし、市内の製造業におきましても、半導体関連が12月から底を打って、少し回復してきたところを、出ばなをくじかれてとまってしまっている。あと、部品が入ってこない。そういったところの状況でございます。

また、3月末ということで、資金需要が非常に逼迫しているような状況もございまして、非常に、昨日も会議所で相談がありましたけれども、相談が多いような状況になります。事業者の皆さんに聞きますと、先が見えない、どこで収束するか見えていないというところが、一番の不安でございます。また、国のほうでも、いろいろな制度がありますけれども、例えば、無利子、無担保で融資をする制度等、新聞にやはり出ますけれども、その制度の骨格、大きなところだけ見えて、具体的な手続まで見えていない状況で、非常にそういった面でも、今、混乱を来して、そんな声が聞こえております。以上です。

○古畑秀夫委員 できる限り把握していただいて、県を通して国に、こういうことで困っているのです、こういうようにという、先ほど中村委員も言ったようなことを市としてもできる限り把握をして、国での確な対策を立てて、困っている人たちに支援できるようにつかんでいただきたいと思います。これは、要望にしておきます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○議長 お願いします。子育て女性等就労支援事業、200ページのところと、それから次の202ページのテレワークの関連と言いますか、お聞きをしたいのですけれども。テレワークも最初は「KADO」と言いますか、女性の再就職のことから始まって、今、ウイングロードのほうも改修して、広げていくということでもありますけれども、女性の再就職だけではなくて、障がい者ですとか、少し幅が広がっているというふうにお聞きをしているのですけれども、その令和2年度の予定と言いますか、その辺を少し教えていただきたいのですが。

○産業政策課長 テレワークですけれども、おっしゃるとおり、今、いろいろなところで広がりを見せております。今、テレワークは660人いるうち、いわゆる高齢の方、60歳以上の方が15人もおりますし、障がい者の方が約10名ほど働くと、そのような形になっております。令和2年度でございまして、そういった幅広いところで、いろいろな皆さんが働くことの大切さが知れると言いますか、いわゆるバリアフリーに働けるような、そういうところの就労環境もテレワークが一つ務めていければと考えております。

○議長 それで、こちらの子育て女性等就労支援事業というのは、関連性はどうか。その辺、お願いします。

○産業政策課長 子育て就労支援事業は幅広く、いろいろなところで勤める方のキャリアアップも務めておりま

すけれども、同時に、この就労支援事業を受けた方で、そのままテレワークのワーカーになる、そういった方もいらっしゃると思います。以上です。

○議長 会社のほうに聞かないといけないのかもしれないのですが、高齢者ですとか、障がい者ですとか、いろいろな可能性のほうに広がるのはいいと思うのですが、聞いたところによると、今までは女性の再就職ということに関わっていた部分で、例えば託児のお金ですとかが出せないのではというようなことで、悩みを聞いているのですけれども、やはり、小さな子供がいる場合、託児をしなければ、なかなかそういったことに取り組みないし、正規の社員としてばりばりと働いているというのとも、また違うので、その辺の状況の兼ね合いで懸念というか、心配している声があるのですけれども、その辺は何か聞いていますでしょうか。

○産業政策課長 テレワークでございますけれども、託児をやってきておりまして、平成29年度ぐらいまでは、業務量が限られていたので、託児で皆さん見ていました。業務量がだんだん拡大してきておりまして、今、実は託児の費用700万円ほどかかっておりまして、販管費の2割を占めるまでに上がってきております。そういったことを考えまして、託児をしている方が15名ほどいらっしゃったのですけれども、昨年の当初から見直しを始めますという話をして、原則的には保育園に入園をして進めてくださいと、そういう形をとっております。全てが全て保育園というわけにもいかなかったものですから、若干、託児の必要な方、生じてきております。せっかくですので、こういった子育てしながら働くことの支援も、テレワークの目的としておりますので、そういった相談の声も私どもに届いておりますので、うまく調整をしながら、いわゆるもめごとと言いますか、そういったことにならずに、テレワークが機能するように努めてまいりたいと考えております。

○議長 よろしく、声を聞いていただけるよう、お願いをいたしたいと思います。200ページの雇用対策事業のところの、塩尻地区労務対策協議会補助金のところで、先ほど説明で、新規就職ですとか、あるいは高校への企業の紹介という説明がありまして、高校のほうでもそういったことで、非常に紹介とか説明というか、してもらってよかったという声を先生方からお聞きしているところなのですけれども。最近、中高年のひきこもりも、かなり数が多いというようなことで、やはり仕事のマッチングですとか、あるいは今、この労働者不足の中で、なるべく多くの方が、やはり働く場に出られるようにというようなことで、例えば、この協議会などでは、そういったような、今のようやく浮き出てきた課題について協議をしたりとか、そういったことは、今後していくかどうか、その辺が気になる場所なのですけれども、担当課として、どのようにお考えかお願いします。

○産業政策課長 ひきこもりとかニートの関係ですけれども、令和元年度から事業のほうを男女共同参画課に移しました。若者サポートの事業の委託がございまして、そちらのほうでも取り組んでいますけれども、労務対策協議会、いわゆる本当に人手不足の中で、いろいろな人が働けるようにと、そういった目的もございまして、今現在は、そういったところを対象にした事業は取り組んでいませんけれども、また、来年度も事業計画を立てる中で、今、御指摘のありました事項も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長 よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかに、5款労働費については、よろしいでしょうか。

それでは、質疑は5款労働費については、以上で終了といたします。

ここで若干、休憩といたします。20分からということで、よろしくお願いいいたします。

午前11時10分 休憩

○委員長 それでは休憩を解いて、再開をいたします。

次に6款農林水産業費の説明を求めます。

○農業委員会事務局長 それでは予算書の203、204ページをお願いいたします。あわせて、予算説明資料53ページを御覧いただきたいと思います。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から御説明いたします。予算額につきましては、5,190万3,000円でございます。

204ページ、説明欄の2番目の白丸、農業委員等活動費2,196万5,000円でございますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に伴う経費でございまして、主なものでは、1番目のポツ、農業委員等報酬38人分2,012万円でございます。昨年度から628万2,000円の増となっておりますが、こちらのほうですが、農地利用最適化推進委員を7人から12人に増員した際に、委員1人当たりの報酬額を減額しましたことから、減額分を補填するための農地利用最適化交付金の部分が増額となっております。この増額分につきましては、全て国からの交付金となっております。それから、次のポツでございます。記念品代7万5,000円でございますが、これは今期で退任される委員さんの記念品代でございます。

次に、3番目の白丸、農業者年金事務諸経費36万円でございますが、この経費は農業者年金の受託事務で、年金裁定請求等の事務処理にかかわる経費でございます。

次に、4番目の白丸、農業委員会事務局諸経費313万4,000円でございますが、この経費は農業委員会事務局の諸経費でございます。主なものですが、下から3番目のポツ、農地地図情報検索システム業務委託料190万3,000円でございますが、農地基本台帳の農地所有者の住民記録ですとか、農地の地番、面積などの情報、それから地図データの更新を委託するものでございます。また、下から2番目のポツ、電算機器使用料46万7,000円でございますが、来年度導入を予定しておりますタブレット端末の使用料でございます。農地基本台帳のデータをインストールいたしまして、現地調査等で使用するものでございます。私からは以上でございます。

○農政課長 続きまして、次のページ、205、206ページをお願いいたします。説明資料は25、26ページになりますので、よろしくをお願いいたします。続きまして、2目農業総務費からお願いいたします。農業費は項目が多いので主だったものの説明とさせていただきます。また、途中、有害鳥獣と農地流動化事業につきましては、森林課、農業委員会の説明となりますので、よろしくをお願いいたします。

上から2つ目の白丸、農業総務事務費168万9,000円でございます。説明欄、一番上の黒ポツ、農業振興協議会委員報酬11人分で14万8,000円につきましては、市の農業振興協議会の委員11人分の報酬でございます。令和2年度は、年4回の協議会の開催を予定してございます。下から5つ目の黒ポツ、登記書類作成委託料50万円につきましては、国土調査の誤り訂正に係る登記委託料でございます。

続きまして、3目農業振興費をお願いいたします。白丸、園芸産地基盤強化等促進事業1,624万5,000円でございます。一番上の会計年度任用職員報酬から4つ目の費用弁償までトータルで303万3,000円でございますけれども、産地保全支援員1名分の報酬等で、農地の集積、集約支援と、新規就農者への支援を行うものでございます。次の黒ポツ、野菜価格安定事業補助金900万円でございます。野菜生産出荷安定法に基

づき、野菜価格の下落時に生産者への補給金として交付される野菜価格安定制度の基金造成にかかわる農家負担軽減のための定額補助でございます。下から3つ目の黒ポツ、農地地力向上対策事業補助金168万2,000円でございます。化学肥料に頼らない土壌づくりを行うもので、レタス根腐れ病の総合対策と風食防止のために燕麦等緑肥種子購入費に対する3分の1以内の補助を行うものでございます。次の黒ポツ、防草ネット設置事業補助金50万円でございます。農薬の飛散防止のためのネット設置に2分の1以内を補助するものでございます。次の黒ポツ、環境保全型農業直接支援事業補助金183万円でございます。環境保全型農業、減農薬、減化学肥料に取り組む販売農家に、国2分の1、県4分の1、市4分の1ずつ負担し、助成する国の事業、環境保全型農業支援事業の交付金でございます。

次のページ、207、208ページをお願いいたします。白丸、畜産振興事業185万5,000円でございます。主に、高ボッチ牧場の維持管理費でございます。一番下の黒ポツ、家畜損害防止対策事業推進協議会負担金83万8,000円でございます。長野県農業共済組合に加入する農家の診療、飼養指導、損害防止措置等を行う家畜診療所等、家畜伝染病及び疾病事業を行う家畜損害防止対策協議会への市の負担金でございます。

次の有害鳥獣は森林課のほうから説明いたします。

○**森林課長** 次の白丸、有害鳥獣駆除対策事業1,712万8,000円であります。2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬284万3,000円は、鳥獣対策パトロール員3人分、それからカラスおり管理人1人の計4名分の人件費でございます。次に、下から5つ目の黒ポツ、有害鳥獣駆除対策協議会負担金906万8,000円あります。これは野生鳥獣の駆除活動を実施しております協議会への負担金であります。前年度と比較いたしまして298万円の増額となっておりますのは、大型獣の駆除費の増額によるものであります。私からは以上です。

○**農政課長** 続きまして、お願いいたします。有害鳥獣の補助で下から3つ目の黒ポツになりますけれども、黒ポツ、有害鳥獣防除対策事業補助金で110万円でございますけれども、これは農政課でやっております、農作物被害防止のための電気柵の設置補助でございます。

では、次の白丸、農業振興資金等利子補給事業でございます。一番上の黒ポツ、農業振興資金利子補給金421万7,000円でございます。市の農業振興資金融資あっせん規則に基づくものでございます。次の黒ポツ、農業経営基盤強化資金利子助成事業56万4,000円でございます。農地取得を含む施設整備、また長期運転資金融資及び借入資金の借款に伴う利子助成でございます。

次の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業2,328万7,000円でございます。果樹総合産地の維持発展を図るものでございます。果樹園整備促進事業と果樹共済加入推進事業の補助事業も実施するものでございます。次の黒ポツ、果樹園整備促進事業補助金1,866万3,000円でございます。果樹産地としての生産振興を図るための果樹園整備、優良果樹苗木導入、ぶどう雨よけ施設の3つの事業に対し、補助するものでございます。果樹棚整備事業補助のほうで1,186万3,000円、優良果樹苗木導入事業補助のほうで480万円、ぶどうの雨よけ施設のほうで200万円を予定してございます。次の黒ポツ、果樹共済等加入推進事業462万4,000円でございます。果樹農家のための自然災害等のセーフティーネットであります果樹共済、また令和2年度からは農業経営収入保険についても掛け捨て部分の加入金の2分の1以内を補助するものでございます。

次の白丸、中山間地域等直接支払事業2,987万2,000円でございます。耕作条件の悪い急傾斜地にお

いて、地域ぐるみで農地の保全を行う行動をする集落に対する国の直接支払交付金制度でございます。次のページ、209、210ページをお願いいたします。上から6つ目の中山間地域等直接支払交付金2,929万4,000円でございます。中山間地域において耕作放棄地の防止、水利や道路等の管理、また木の保全活動などの生産活動などに対して協定に基づく活動内容に応じて集落単位に交付する国の交付金事業であり、国、県、市が、それぞれ3分の1ずつ負担するものでございます。現在19集落152ヘクタールで行っておりますが、1集落ふえて156ヘクタールの予定でございます。

次の白丸、農作物自給率向上事業でございます。955万円。農家の経営安定と、農作物の安定供給による自給率向上を目指し、米の需給調整や経営所得安定対策を実施し、あわせて遊休荒廃農地の拡大防止と耕作放棄地の解消、農地の活用等を図る事業でございます。下から3つ目の黒ポツ、農地再生支援補助金52万5,000円でございます。荒廃農地の再生、石礫地へのストーンクラッシャーの導入などの経費に対する補助でございます。次の黒ポツ、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金555万円でございます。市内7地区に分かれています塩尻、片丘、広丘、宗賀、北小野、洗馬、檜川の7つの地区の推進活動費、また営農計画確認作業経費として国から市を経由して市農業再生協議会へ支出されるものでございます。次の畑作物作付補助金162万1,000円でございます。平成27年度国の制度改正によりまして支給対象者が国のほうからの認定農業者、認定新規農業者集落営農に限定されたために、残りの中小規模農家への本市独自支援策として国の補助額の9割相当額を、麦、大豆、そば、菜種の収量に応じて補助しているものでございます。

次の白丸、農業経営体育成支援事業2,732万8,000円でございます。持続性のある力強い農業を構築するため、人・農地プランをもとに新規就農者を支援するとともに地域の核となる農業者に農地の集積を行うものであり、また、柿沢にある加工所などの施設維持管理経費でございます。下から7つ目の黒ポツ、農業者育成研修補助金100万円でございますが、塩尻志学館高校生の海外ワイン研修に係る経費に対する4名分の補助でございます。1つ飛ばしまして、黒ポツ、新規就農者機械導入事業補助金451万5,000円。新規就農者が経営に必要な機械器具等の購入に対する経費を補助するものでございます。次の黒ポツ、新規就農者就農支援負担金60万円でございます。市の農業再生協議会事業また定年帰農者を含む、おおむね60歳までの新規就農希望者または新規就農者の生活費として助成するものでございます。次の黒ポツ、農業次世代人材投資事業補助金1,500万円でございます。平成29年度から青年就農給付金の名称を農業次世代人材投資資金に改めたものでございます。国の10分の10の補助でございます。1つ飛ばしまして、農業用機械導入補助金400万円でございます。今まで共同利用機械として5人以上の団体に補助しておりましたけれども、改めまして、人・農地プランに位置づけられた地域農業を担う農業者また集落営農を担っている団体への機械導入補助に対する支援を行うものでございます。

次のページ、211、212ページをお願いいたします。一番上の白丸、農業再生推進事業243万1,000円でございます。農家の高齢化や優良栽培技術の継承、また地球温暖化に伴う気候変動、国内外の産地間競争の対応といった農業の諸問題解決を図るための関連事業費でございます。3つ目の黒ポツ、ワイン銘醸地振興事業委託料60万円でございます。次代のワイン産業を支える人材の確保・育成を図るため、塩尻ワイン大学の企画運営の助言や醸造に関する講座の講師、またはワイナリー立ち上げ等の起業相談等の業務を委託するものでございます。2つ飛ばしまして、黒ポツ、農業再生ネットワーク会議負担金151万円でございます。平成26年

度より開校しております塩尻ワイン大学、今、2期目の事業を行っておりますけれども、その運営費として塩尻市農業再生ネットワーク会議への負担金として計上するものでございます。

次の白丸、農業公社運営事業でございます。その下の黒ポツが、農業公社運営補助金でございますけれども、農業公社へ運営補助をするものでございます。

次の白丸、農産物流通促進事業272万8,000円でございます。兼業農家、中小零細農家及び高齢農家のために、地域農業、農村の再生と、持続発展を目指し、少量多品目栽培農家を中心とする流通網を構築拡大するとともに、農産物の作付農家による有利販売により農家の収益の改善を図る取り組みを継続しているものでございます。1つ下の黒ポツ、流通コーディネート事業補助金207万9,000円でございます。地産地消を推進し、食の安全安心の確保と地域農業の持続的発展を図ることを目的に、地元農産物の独自流通網を構築するほか、少量多品目生産を奨励し、中小規模農家の営農継続と所得確保を図るものでございます。

次の白丸、都市農村交流事業10万円でございます。都市と農山村の住民同士が農業を通じて心が通う環境を構築するためのモデル事業となり得る取り組みに対して支援を行っているものでございます。令和2年度は1団体。第2のふるさとシェアリングは3年を経過し自走可能となったことから、あと1団体の片丘蕎麦プロジェクトへの補助金でございます。

続きまして、4目農村総合整備費をお願いいたします。白丸、農業集落排水事業会計繰出金2億4,666万円でございます。農業集落排水事業の経営安定を図るため、一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出すものでございます。

続きまして、農地流動化は、農業委員会のほうからの説明となります。

○**農業委員会事務局長** では、5目農地流動化促進活動事業費について御説明いたします。予算額につきましては、1,638万2,000円でございます。主なものですが、一番下のポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,500万円であります。この事業は、農家の高齢化が進む中、遊休農地の発生防止を図りながら、担い手農家を育成するため、農地の借り手農家に対しまして奨励金を交付し、農地の流動化を進め、農業経営の安定化を図るものでございます。私からは以上でございます。

○**農政課長** 続きまして、次のページ、予算書で言いますと213、214ページをお願いいたします。説明資料のほうは、26、27ページになりますので、お願いいたします。では、2つ目の白丸、土地改良事業1億7,782万円でございます。土地改良事業の諸経費及び負担金や補助金、また農業施設等の整備に係るものでございます。上から15番目、中ほどにある黒ポツ、設計委託料1,060万円でございます。地区要望に基づいて行う水路等農業施設の改修工事に係る実施設計の委託料、また、今、本山水路橋の事業計画の策定費となっております。中身といたしましては、水路改修工事の実施設計、今、3路線、相吉、平出、勝弦を予定しておりますけれども、その実施設計として250万円、本山水路橋の事業計画策定で810万円を予定してございます。その5つ下の黒ポツ、農業農村基盤整備工事2,550万円でございます。地区要望に基づきまして農業用施設の整備更新工事を行いまして、生産基盤の安定を図るものでございます。先ほど申し上げました委託のほうとあわせまして、下の農業農村基盤整備工事は地元要望に基づいて十数箇所1,000万円を予定しております。また補助については、先ほど言いました3路線、1,550万円を予定してございます。それから、5つ下の黒ポツになります。多面的機能支払交付金事業補助金9,290万8,000円でございます。農業農村の有する多面

的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に支援するもので、日本型直接支払制度の法制化に伴いまして、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合となっております。それから、市が各団体に交付するものでございまして、現在8団体、約1,678ヘクタールの対象面積でございます。令和2年度は、昨年度と同様の予算額となっております。その2つ下の黒ポツ、土地改良事業地元負担金等軽減補助金4,027万5,000円でございます。土地改良事業、地元負担軽減のために、平成3年から平成25年分までの34件の農林漁業資金償還に伴う助成を行うものです。

次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業2,456万4,000円でございます。国鉄の塩嶺トンネル、中央道の塩尻トンネルの減濁水対策施設の維持管理費でございます。送水機場が2カ所、揚水機場が4カ所、中継機場が2カ所、ため池が16カ所、計24カ所の維持管理経費となっております。2つ目の黒ポツ、電気使用料1,280万円でございますが、北小野東山にあります送水機場2カ所、揚水機場4カ所、中継場2カ所、計8カ所の電力使用料となっております。その下の黒ポツ、営繕修繕料393万8,000円でございます。経年劣化の激しい受電施設の修繕と送水管路の補修等を予定してございます。施設の老朽化が進んでいるため、程度の悪いものから順次対応していきたいと思っております。次のページ、215、216ページをお願いいたします。2つ目の黒ポツ、送水管理委託料361万5,000円でございます。ポンプ場8カ所の運転及び点検、また機場敷地内の草刈り等を委託するものでございます。2つ下の黒ポツになります水利調整委託料334万6,000円でございます。北小野水利組合協議会、また塩尻東土地改良区へため池等の水利調整や管理を委託するものでございます。

次の白丸、ため池耐震化事業6,842万円でございます。1つ目の黒ポツ、設計委託料2,610万円でございます。近隣住民への危険周知を図るためにため池のハザードマップを作成するとともに、また平成28年度耐震調査の結果、安全率を満たさなかった東山2号ため池の事業計画と、廃止を予定するほかの2カ所のため池の設計をするものでございます。2つ目の黒ポツ、ため池整備工事2,740万円でございます。農業ため池として利用されなくなったため池の廃止を予定する工事費となります。その下の黒ポツ、県営ため池耐震化事業負担金1,492万円でございます。今、県営で行っております小坂田池の県営工事の負担金が予定事業費6,000万円、その11%の660万円。またもう一つ、北熊井の町村大沢で行っておりますため池の廃止事業でございますが、事業費予定が5,200万円の16%で832万円を予定するものでございます。

次の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業2,445万8,000円でございます。1つ目の黒ポツ、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金165万8,000円でございます。国営造成施設を管理する土地改良区の管理体制を支援する事業でございます。国営事業中信平二期により設置された施設、適正な維持管理また修繕等の補助に対する市の負担金でございます。2つ目の黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金2,280万円でございます。県営畑地帯総合整備事業、洗馬妙義地区の負担金でございます。一応令和2年度は2億円の事業費を要望しておりまして、その市の負担金になります。

続いて、7目農村公園管理費をお願いいたします。白丸、農村公園管理諸経費405万6,000円でございます。市内5カ所、北小野の入田川、上小曾部の堂平、宗賀牧野、日出塩桜の丘公園、本山のキャンプ場の5カ所でございますけれども、その農村公園の維持管理経費でございます。4つ目の黒ポツ、営繕修繕料145万4,000円でございます。堂平公園のあずまやの改修やトイレの水道管の補修等を予定してございます。2つ下の

黒ポツ、農村公園管理委託料210万1,000円でございます。農村公園4カ所です。桜の丘を除いた4カ所の農村公園の管理業務を地元区へ委託するものでございます。日出塩の桜の丘公園については、日常管理業務をシルバーセンター、高木剪定や除草剤散布については、また業者の委託を予定しております。

続きまして、8目土地改良施設維持管理適正化事業費をお願いいたします。国50%、県10%の補助金と5年間の積立金によりましてポンプ施設等のオーバーホールや修理を行っている事業でございます。3つ目の黒ポツ、設計委託料150万円、その下の黒ポツ、ポンプ施設維持工事1,555万円。勝弦の揚水機場のキューピクル、高圧受電施設になりますが、その更新に伴う実施設計と工事を予定してございます。一番下の黒ポツ、維持管理適正化事業負担金398万8,000円でございます。平成28年度から令和元年度までに事業加入した4件と令和2年度に加入予定の1件、あと土地改良区の施行分1件を含んだ合計6件の積立拠出金となっております。私からは以上です。

○森林課長 それでは、予算書217、218ページをお願いいたします。あわせて、予算説明資料28ページをお願いいたします。2項林業費1目林業総務費中、2つ目の白丸、林業被害対策事業3,579万6,000円であります。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬386万2,000円は、松くい虫被害木の監視委員、また被害木処理等にかかわる嘱託職員の人件費であります。下から2つ目の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料3,000万円であります。この内訳を申し上げますと、従来から継続しております枯損木の伐倒薫蒸処理費が1,000万円、アカマツの樹種転換を図る緩衝帯整備委託料が2,000万円となっており、令和2年度は東山山麓で被害が南下傾向にあります。栈敷地区におきまして実施する予定であります。

次の白丸、林業総務事務諸経費91万4,000円あります。一番下の黒ポツ、みどりの少年団育成・活動補助金45万円は、洗馬小、宗賀小、片丘小の3校の緑化活動を支援するものであります。

次の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業156万8,000円あります。予算書219、220ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、放射能測定器保守点検等委託料26万4,000円あります。これは、バイオマス発電の燃料材の受け入れにあわせまして、その燃料材の安全性を確認するため、昨年9月に設置しました放射能測定器の機能や動作確認等、保守点検にかかわるものであります。

次に、2目治山林道費の治山林道事業4,130万円あります。上から8つ目の黒ポツの設計委託料850万円ありますが、その内訳は、令和2年度から新たに着手予定であります林道片丘線改良工事の測量設計委託料300万円と平成30年度に策定いたしました林道施設長寿命化計画に基づく林道桑崎線の橋梁補修にかかわる測量設計委託料550万円あります。下から3つ目の黒ポツ、林道改良工事2,000万円。これは、林道片丘線の工事費となっております。

次に、3目造林費、1つ目の白丸、森林再生林業振興事業費7,067万3,000円あります。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬220万7,000円は、昨年4月から施行されております森林経営管理制度の運用を図るために嘱託職員の人件費であります。また、関連いたしまして、下から2つ目の黒ポツ、森林経営管理制度調査委託料600万円につきましても、同制度に基づき実施する委託料であります。この制度は、適正に管理されていない民有林整備を市がかかわって行うこととしておりまして、嘱託職員はその候補地の選定や所有者への事業説明、また同意取得等が主な業務内容となっております。また、委託料の内容につきましては、森林所有者への意向調査や、現地での境界調査、また森林調査による計画作成等が主な委託内容となっております。前

後いたしますけれども、下から5つ目の黒ポツ、市有林施業委託料1, 500万円であります。これは継続した市有林管理を適正に進め、森林の機能維持を図るものであります。予算書221、222ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、森林整備補助金4, 413万7, 000円であります。これは、国、県の補助に上乗せをする市の補助金でありまして、民有林の整備を促進するものであります。

次の白丸、森林活用推進事業7, 334万4, 000円であります。下から2つ目の黒ポツ、森林活用推進負担金6, 995万円ではありますが、これは塩尻市森林公社への負担金でありまして、令和2年度は、新たにプロパー職員を採用し、森林集約化の促進、また民有林整備とそれに合わせた事業体育成をより一層加速化させるための体制強化と、本年10月の発電所の稼働を見据え、現在の山のお宝ステーション事業を拡大し、新たに燃料材を買い取り、供給するバイオマス発電燃料供給モデルを構築いたしまして、山側への利益還元と域内循環システム形成の具現化を図ってまいりたいと考えております。

次の白丸、木質バイオマス活用促進事業費832万3, 000円あります。一番下の黒ポツ、木質バイオマス利用設備費等補助金816万円は、再生可能エネルギーの域内循環システムを構築するために、まきストーブ、ペレットストーブの設置等を支援するものであります。農林水産費の説明は以上になります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 時間が、質疑に入りますと中途半端になりますので、若干早いですが、これで昼食休憩にさせていただきます。午後1時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長 休憩を解いて、再開をいたします。なお、あらかじめ申し上げますが、きょうは震災の日ということで、2時45分にお知らせがあつて、庁内で黙とうをするということでもありますので、一旦ここでも休憩をとって黙とうを一緒にさせていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、説明を受けました6款農林水産業費までの質疑を行います。委員の皆さんから質問をどうぞ。

○中村努委員 212ページで、本会議のときも申し上げましたが、経費削減の事業見直しの関係ですが、1つはワイン銘醸地振興事業委託料、農業公社の運営補助金、それから流通コーディネーター事業補助金が減額になっていて、個別の理由も見させていただいたのですが、ちょっと内容がまだ詳しくよくわからないので、その3点どういう見直しが行われて減額になったのか、教えてください。

○農政課長 ワイン銘醸地振興事業委託料のほうです。300万円余り減額となっております。今まで高橋千秋氏に委託していた関係がありましたけれども、そちらの方が拠点をハワイに移してしまったということで対応ができなくなったということと、業務の棚卸でも見直してくださいというのがありましたので、その辺で委託の関係を見直したという形になります。

あと、公社のほうは人件費の削減という形で減額させていただいておりまして。流通コーディネーターの事業補助金も、JA洗馬がコーディネーターを使っていたのですが、JAのほうで独自でやるということで抜けていたので、そういう関係の見直しを行いまして減額となっております。以上です。

○中村努委員 ワインのほうですが、どういう棚卸をして、どういう形で事業をやっていくのか。

○農政課長 担当の補佐からの説明でよろしいですか。

○農業振興係長 ワイン銘醸地振興事業委託料につきましての内容でございますけれども、今課長が申し上げましたとおり、酒コンサルティング高橋千秋さんに委託をしてございました。内容につきましては、ワイン大学の企画、運営、それに成分分析、そういったことをやっていたかかったわけでございますが、課長の申し上げましたとおりハワイに起業して、かかることができないというお話から、単発の講座を開いていただくと。単発の講座という言い方はおかしいですけども、1コマ2万円で講座を開いていただいたものに関して講師謝礼を払っていくということでお話ができましたので、その分析料や分析に係る委託料、企画だとか、そういった部分について削減をさせていただいたところでございます。以上です。

○中村努委員 そうすると、予算が5分の1くらいになったわけなのですけれども、これで当初の事業目的は達成できるということで、事業内容そのものが変わったというよりも、この金額で同じ効果が得られるという、そういうことですか。

○農業振興係長 ワイン銘醸地事業委託料として60万円を盛ってございますが、そのほかに農業再生ネットワーク会議負担金151万円盛っておりますけれども、この中にもワイン大学の委託料として講師謝礼、いわゆる次年度におきましては起業を目的としてやらせていただきますので、そういったものの委託料、講師謝礼も含まれているところでございます。ワイン銘醸地事業委託料単独では外に出してございますけれども、60万円を全部を賄うということではなく、この60万円プラス151万円でワイン大学の企画運営をしまりまして、令和2年度、最終年度になりますけれども、起業に向けた講座または復習になりますけれども、ブドウの栽培、醸造、こういったことも含めてトータル的に開催をしまりたいと考えているところでございます。以上です。

○中村努委員 わかりました。続けて、農業公社。最初の概要では、農業公社の自立促進のための削減と書いてあって、詳しい理由、人件費の削減だと書いてあって、随分イメージが違うのですが、人件費の削減と自立のための削減と、どういうことなのですか。どういうつながりがあるのですか。

○農政課長 農業公社のほうですけども、基本的に自立促進のために100万円ずつ毎年減額していく形でやっております。今回は、局長が定年退職になるということで、再雇用になると思うのですけれども、そこで大幅に人件費が削減できるのではないかという中で、前出し含めまして、目標の2,000万円にさせていただいたということです。

○中村努委員 表現の問題ですから、そういうことで理解しました。もう1つ、コーディネーターのほうですが、これは学校給食のコーディネーターというのはそのまま継続していただけるということでいいわけですか。

○農政課長 今までそれぞれ、JA洗馬の野村氏、JA塩尻市のほうにもコーディネーターいまして2人でやっていたのですけれども、JA洗馬のほうでやっていた野村氏のほうがもう辞めたいという中で、なくなるというわけではなくて、JA洗馬のほうでそういう業務は引き続きやるという形になりましたので、その分の減額させていただいたものです。

○中村努委員 確認なのですが、塩尻市農協のコーディネーターはそのままいて、今までどおりの仕事をされるという意味ですか。

○農政課長 はい。JA塩尻市のほうはまだ残っております。だんだんJAのほうにみんな移行していくという形にはなっていくと思いますけれども、とりあえずJA洗馬のほうは今なくなったという形です。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 今回の同じページの210ページの一番下の、農業用機械導入補助金ですが、5人以上のグループでやると補助金たしか出ていたのですが、さっきの説明がちょっとわかりづらかったので、もう一回説明をお願いします。

○農政課長 今まで共同利用機械補助金ということで、5人以上の団体に向けて機械導入補助をしていたという形だったのですが、これも棚卸のほうから不鮮明な部分があるので見直してということもございまして、もう少し明確にしたいと。農地集積だとか、そういうものにきちんと関与している人たちに機械導入補助を出したいということで、対象を変えてございます。人・農地プランに位置づけられているような、5ヘクタール以上やっているような農業者またはそういった団体に対して、機械導入補助をしようという形に変えさせていただいてございます。

○古畑秀夫委員 人数じゃなくて面積、いわゆるその地域の中心的な担い手に直接ということで、人数は余り関係なくなったという理解でいいですか。

○農政課長 そうでございまして。5人つくらなくてはいけないとか、そういうグループをつくれとか、そういうのは関係ございせん。団体もしくは農業者で5ヘクタールやっていればもう対象になります。

○古畑秀夫委員 1人でもですか。

○農政課長 はい。

○古畑秀夫委員 続けて、その前のページの208ページですが、一番上の畜産振興事業、高ボッチ牧場。どの程度牛等は放牧しているのか、お伺いします。

○農政課長 放牧牛の頭数でございまして。市内19頭いますけれど、令和元年度3頭放牧です。前年度30年度は5頭、大体そのくらいの放牧でございまして。

○古畑秀夫委員 あの広いところに3頭、ちょっともったいないような気がするが、そういうものかね。

○農業振興係長 今回の古畑委員から、何頭放牧しているかということでよろしいかと思っておりますけれども、19頭放牧でございまして。

○古畑秀夫委員 あとその下の、下から2番目のぶどうの郷づくりの果樹共済。最近雨ばかり降ったり、いろいろ災害あるわけですが、加入促進に補助金出しているということで、結構高い掛け金ですのでいいと思うのですが。加入状況というのは少しずつ増えているわけでしょうか。

○農政課長 加入状況でございまして。平成29年度が41.3%、平成30年度が43.2%、令和元年度が少し減っていますね、39.7%。ちょっと上がり下がりしているような状況でございまして。

○古畑秀夫委員 市としてはどの程度の補助金ですか。2分の1ですか。

○農政課長 はい、掛け金の2分の1です。

○古畑秀夫委員 216ページです。一番上の白丸のため池耐震の関係、それぞれやっているようではございますけれども、洗馬にも小曾部に原口ため池なんかあるわけではございますけれども、こういうのは計画的にやっていくということですか。具体的にどの程度わかる部分ありましたら、お聞きします。

○農政課長 原口の関係だけでよろしいですか。全体的ですか。

○古畑秀夫委員 全体もだけれど、地元のところは主でいいです。

○農政課長 わかりました。ため池の耐震調査の関係におきましては、東日本大震災後も引き続きやっておりますけれども、今回補正のほうで国の国土強靱化計画、そちらのほうで前倒しになりましたので、3つのため池の耐震調査を予定してございます。その中で地元要望が強かったというものでやっております、3カ所なのですけれども、原口がその1カ所に入っております。

○古畑秀夫委員 これは、今年度は耐震化の、とりあえずは設計委託料とか調査するということですか。

○農政課長 来年度のほうからは除かせていただいておりますけれども、明日予定している補正のほうでそちらの調査費を計上させていただいております。

○古畑秀夫委員 その下の、国営県営の部分で、洗馬妙義の負担金のほうへ入って事業がよいよ開始されると思いますけれども、まずどんな形の事業が来年度事業の中に入っているか、わかる範囲でお願いします。

○農政課長 洗馬妙義地区の畑かん更新事業でございますけれども、今は県営事業になりまして、今年度実施設計のほうを行っております。あと一部用地買収です。来年の予定としましては、11月に安全祈願祭を行って、そのときから本格的に入るという形になります。一番最初に手をつけるのが、沓沢湖の上に配水池でございますけれども、そちらのほうをまず取りかかっていく。あと長崎原の管路更新、そういうものに順次移っていく形になるかと思っております。

○古畑秀夫委員 そのときに、山の上のほうへ池を上げるということで、できる限り自然圧ということだと思うのですが、そこから土が出たら、沓沢湖へみたいな話もちらっと聞いているのだけれど、その辺のところはわかりますか。

○農政課長 右岸土地改良区、また県との中で実施設計を行っております、残土処分については近場でちょっと考えているということで、沓沢湖を使えないかということは打診されてございます。ただ、10年間で数千立米あるかないかで、本当に微々たる量になってしまうかと思っております。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 今と同じところの真ん中の、ため池整備工事ですけれども、廃止する事業だという説明があったと思うのですが、これはため池の機能を停止するだけではなくて、水抜きをして更地にするという意味になりますか。

○農政課長 今ここで考えていますため池の整備事業、ため池廃止に基づいて、基本的に県に言われているのは、水がたまらない構造にする、そういう形になります。ただ、埋めるとか整地とかはまた別で、基本的には堤体を崩してVカットが原則だそうです。あと、水路のつけかえ等が必要ならやってもいいとは言われております。

○中村努委員 そうすると、そのため池があった土地の所有者というのは、青線扱いということになるのですか。

○農政課長 今のため池整備事業で、北熊井の町村大沢ため池のほう、廃止という形の中で埋め立てを行っております。以前は廃止という考え方が余りなくて、整備事業だと。実際県営で今やっておりますけれども、国庫事業やるときに、今その土地が北熊井区の土地でございます。本来なら行政財産ではないけれど、公共用地にしると最初指導があったのですけれども、今その辺が緩くなって、その区なら区の土地でいいけれども、基本的には公共用地利用してくれという形になっておりますので。そういった制約が緩くはなっておりますので、区のものであればそのまま区でまた管理していただくという形になります。

○中村努委員 管理はいいのですけれど、所有も区になるということですか。

○農政課長 所有者がそのまま管理です。今も北熊井区の町村大沢は区の持ち物であって、その後も区のもので。昔は公共事業やると、よく行政財産にしなくては行けないとか、公共用地にしてくれとかということが強かったのですけれど、この廃止事業に関してはそこまでのことは言われていないです。ただ、大きな県営事業から持ってくると、またそういう話は言われるかもしれないです。

○中村努委員 この事業で、この2年度で、何カ所のため池がそういうふうにするのか、その箇所づけみたいなものはあるわけですか。

○農政課長 地元の整備組合等でも、ため池として使っていないよとされているものを候補にしていまして、宮ノ入上、南熊井の竜神の上にある小さなため池とか、北小野の塩嶺体験学習の家の下のチキリヤため池、そういうものをイメージしてございます。また、実際やるときは県また地元と調整してやらせていただきたいと思っています。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○議長 212ページの白丸の上から4つ目ですが、都市農村交流事業ということで、資料の26ページにもありますが、地域資源の有効活用や農村の魅力発信と書いてありますけれど、具体的にはどんな内容のことが行われるのかお聞きしたいと思います。あとプロジェクトの名前も、あわせてお願いします。

○農政課長 都市交流推進事業補助金でございます。今までで2団体対象に10万円ずつ、20万円補助していたものでございますけれども、第2のふるさとシェアリングという団体が1つで、これが3年経過して自走可能になったということで、2年度から対象から外れました。残ってございますのが、片丘蕎麦プロジェクトへの補助金でございます。内容については補佐のほうからいいですか。

○農業振興係長 内容につきまして御説明をさせていただきます。広丘にあります、株式会社ユリーカというIT関連企業、それと片丘にあります中原そば組合、この2つの企業が組みまして、蕎麦プロジェクトを立ち上げているわけでございます。内容につきましては、ありふれたことではありますけれども、ソバをまいて、刈り取って打つ、そういったことが一つありますし、ユリーカはIT関連企業でございますので、自分たちがまいたソバを、カメラを設置してどうなっているかということもされているということでございます。田舎の田園風景に興味がある方や普段できない体験ができる、また、新鮮かつ高品質なソバが入手できるということを通じて、ICT農業を通じながらソバ栽培の効率化や高品質の実現を研究し、またそういった体験、ひいては塩尻市への移住、そういったところにつながればよろしいかと考えているところでございます。以上です。

○議長 プロジェクトの名前から片丘のことですけれど、どのくらい知られているのか、私余り知らないでいたのですけれども。3年目ということですが、これは今後も都市農村交流事業というのは同じように継続していくものなのですか。

○農政課長 地域で活動していただけたところに補助しているのですけれども、基本的に組織が自立していただきたいたいというのが本音でございます。

○議長 違うところで続けて質問させていただきたいと思います。222ページの森林活用推進事業、資料は28ページです。自伐林家の育成支援ということも入っているわけなのですけれど、自伐林家に限らず林業を職業にする人、または自分のところの木を切るということも含めてですけれど、森林に関係することをできる人が市

内でもふえるといいなということと思うわけなのです。あるいは、若者の育成ということもあるかと思うのですが、育成という点で、市としてはどんなことをしているのか。以前質問したときには、県か何かの講座等を広報しているという答弁もあったかと思うのですけれども、その辺についてお願いします。

○森林課長 育成支援または担い手の確保という部分におきましては、森林公社に負担しているものでありますけれども、森林活用推進負担金というものの中に森林教育にかかわる事業というものがあります。その中でも、しおじり森林塾の開催であったり、子どもの森の健康診断という部分がございます。森林塾の開催につきましては、森林に対する意識の高揚を図ることであったり、その整備にかかわる知識や技術を学べるプログラムを用意してございまして、昨年度からこれを実施しているところであります。市内外から、今年度につきましては9名の参加者があったと聞いております。中には女性もいるという話でありますので、今後は一回でそういった研修プログラムを終わらせるのではなくて、後々実践に移せるような実践プログラムというものも、今後検討していきたいということでありまして、以上です。

○議長 以前、木育フェスティバルの際に、東京から団体で若い人たちがチームを組んで、青海のほうですか、来ていただいて話を聞いたこともあります。あるいは、市内でもチェーンソーの使い方だとか、そういう講座を実際やったりしたことはあるかと思うのですけれども。やはり触れる機会が今の時代、ないことが多いので、参加しやすいことをやることで、意識ももちろんですけども、実際にやって体験してみて、少しでも木にまつわることをやれる人がふえるといいなと思うのですけれども。先ほど少し答弁ありましたけれども、具体的な実際のことをぜひやってほしいと思うのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○森林課長 先ほどの森林公社の森林教育に係る事業の中の、森の健康診断活動というものがございまして、これは宗賀のどんぐりプロジェクトと連携を図ってこれまでやってきました。これまでは子供を対象とした健康診断でありまして、子供ですので、山に入って森の健康状態、木の混み具合だとか、その中でどういった木を伐倒しようかということで、のこぎりだとかそういうもので伐根しておりました。今後は地域住民参加型という形で事業拡大をいたしまして、子供から大人までそういった健康診断、体験プログラムを通じて、やはり伐倒の体験等もしたりということを図っていこうと。チェーンソーなどを使って、そういった体験をしていこうというプログラムを予定しております。地元だけという形ではなく、今後市内または市外にも展開できるようなことを検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 同じ今のところですけど、バイオマス発電燃料供給モデルを構築していることで、本会議でも少し質問したのですが、C、D材を今度受け入れをして、それをバイオマス発電所のほうへということですが。今までまき材ということで45センチに切ってやっていて、あんまり儲けもないし、大変で嫌だということでなかなか進まないでいたと思うのですけれども、今度その受け入れの部分というのは、C、D材どの程度で長さとか金額とか、その辺のところはどういうふう考えているのかお伺いします。

○森林課長 先ほど委員がおっしゃったように、まき材は45センチ、太さ15センチ以上の規格があります。今回、これから取り組む燃料材の受け入れにつきましては、まず1つ、チップ処理ができる規格というものが前提に入ってきます。それを受け入れる側で、大型のチップパーがあるものですから、そこに入る規格ということで、長さが1メートル以上、それから太さが5センチ以上あれば、チップパーへ投入ができると、チップ化ができ

るということでありますので、そういった形で規格を決めていきたいと思っておりますが、自伐型林業に取り組む所有者の方々の伐採だとか、搬出にかかわる労力を考慮しまして、最低限の規格にしていきたいというふうに考えております。

価格につきましては、今、まき材が大体、税抜きで1トン5,700円ぐらいで買っている状況です。ただこれは、まき材でありますので、今、立米で扱っております。ここで、仮に含水率50%で比重0.9%としたときに、まき材がおおむね1トン当たり6,000円ぐらいになる。1トン当たり6,000円というものを一つのめどにして、間伐材も同等の金額、またはそれ以上の金額で買い取りを今、検討している段階であります。以上です。

○古畑秀夫委員 長さが1メートル、太さ5センチ。長さ1メートル以上と言ったけれども、1メートルみたいな基準を設けるということですか。

○森林課長 チッパーの処理の関係なのですけれども、タンコロみたいなやつは、うまく入っていかないという状況がありますので、長さは、最低でも1メートル以上はほしいということであります。ただ1メートル以上の材となると、やはり搬出だとか、運搬に労力が必要になってきますので、そういった長さでも搬出できるという所有者なり経営体がいれば、それは全然構わないのですけれども、最低1メートル以上、5センチ以上という規格の設定となっております。

○古畑秀夫委員 続いていいですか。それともう1つ、その下の木質バイオマス関係ですけれども、一番下の木質バイオマス利用設備費等補助金というのは、かなり盛ってはありますけれども、なかなか広がっていないとか、普及していないような感じを受けるのですけれども、今年度の補助金の利用状況、どの程度ですか。わかりましたら。

○森林課長 今年度2月末現在の補助の実施状況でありますけれども、まきストーブについては16件、それからペレットストーブ8件。また、ペレットストーブの燃料においても補助対象でありまして、27件。ペレットボイラー燃料1件というような状況であります。

○古畑秀夫委員 そうするとその金額というのは、足すとどのくらいになるわけですか。

○林業振興係長 現在の執行率でございますけれども、予算が816万円に対しまして、執行率715万7,000円ということでございまして、大分御活用いただいているのかなというところでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 先ほどの古畑委員の質問で確認なのですが、新しいC、D材の受け入れと、山のお宝ステーションというのは、そのまま両立して続けていくということですか。

○森林課長 委員おっしゃるとおり、両立して並行で進めていきたいと思っております。短くて45センチで、15センチ以上の材を出せるという所有者もいれば、そうすると重くて出せないという方は、燃料材の1メートルで5センチという1つの規格を設けて、そういったほうにシフトしてもらおうというようなことを考えております。

○中村努委員 そうすると、今、山のお宝ステーションのほうは、わざわざ長さに切って出して、今の状態のだけれども、今度、1メートル以上のものを出してくれということになると、そっちのほうの切の手間が少なくて、搬入の労力がかかるかもしれないのだけれども。そうすると、山のお宝ステーションのほうがすごい需要で少なくなってくるような気がするのですが、その辺はどういうふうに考えているのですか。

○**森林課長** 今、山のお宝で扱っているまき材、供給先ほとんどが、伊那にあるディーエルディーというまきストーブ会社であります。そのディーエルディーは、主に針葉樹を扱っているものですから、市内もやはり樹種構成、針葉樹65%以上占めておりますので、そういった供給先がある段階においては、そういった山のお宝ステーションのまき材も今後継続して扱っていきたいということで考えております。

○**中村努委員** わかりました。あと、公社についてお伺いしたいのですけれども、農業公社と、あとで出てきます振興公社は、運営補助金という形でお金が出るのですが、森林公社については、森林活用推進負担金という形で出ているのですけれども、これはそれぞれの公社に対する市の立ち位置が違うという、そういう意味でしょうか。

○**森林課長** この負担金におきましては、財源にもありますが、地方創生推進交付金を負担金の中に充てております。その事業の中で、木質バイオマスの推進であったりとか、または森林整備、それから林業経営者の雇用とか、そういった促進等もその事業の中で進めていこうというところでもありますので、そういった目的から活用負担金という形にしてあります。

○**中村努委員** そうすると、例えば森林公社の運営補助金として出した場合は、その交付金の対象にはならないということですか。

○**森林課長** 運営負担金の内訳なのですけれども、人件費だとか施設管理費というものに関しては2,900万円あります。森林管理に関する事業ということで1,599万円、森林教育に関する事業ということで、1,310万円、山のお宝ステーション事業で1,195万円というような内訳になっておまして、この2,900万円につきましては、国の負担金が充てられない部分、補助対象外になってきます。それ以外の事業については、こういった形で財源を確保しながらやっていくというところで、運営負担金というものは、その負担金の中での内訳として分けてあるというような状況です。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** ちょっと表記の仕方でよくわからないのですが、大体ほかのところは、人件費相当のものを運営費補助金として出していると思うのです。こっちの森林組合のほうは、事業費の中に人件費分が、いわゆる補助金的なものが含まれているということで、本来であれば、運営費補助金と事業費の負担金というのは分けたほうが良いような気がするのですが、そういう必要性は特にはないのですか。

○**森林課長** この2,900万円の人件費の中に、市の派遣職員の人件費も含まれています。この市の派遣職員の人件費というのは補助対象外となっております。この事業を推進するために担当職員として公社の人間がそこに張りつく場合には、これは地方創生推進交付金の補助対象ということになっておりますので、運営負担金の中でも対象になる部分も中にありますし、そのほかの事業でも、なるものとならないというものがありますので、こういった形で、一本の中で負担金出しているということでもあります。

森林調査とかの委託料だとか補助対象の事業については、先ほどの事業推進するための人件費であったり、森林調査の委託料であったり、それから例えば高性能林業機械の購入費だとか、そういったものが対象になっている状況です。

○**中村努委員** その内容は説明を受けて理解したのですけれども、何で運営補助金とこの負担金という縦分けは、なぜ違うのですかということを知りたい。

○**産業振興事業部長（農政・森林担当）** 本来、補助金、負担金は同義で、補助負担金として財政区分の用語の中で使われておりますが、若干区分のニュアンスの違いがありまして、本来行政が負うべき、例えば森林公社においては森林整備の部分について、より円滑に回す団体等に負担金として拠出をする。本来行政がやるべきものを森林公社にかわってやっていただく、そのための負担金という形になります。森林公社は設立以来まだ年数浅いわけでございます。小売電気事業等の自主財源もできてまいりましたので、これが自走をしていく形が理想であります。ですから将来的には、森林公社がやる事業を行政として補助する。そういった事業が生まれてくれば、体系が変わってきて、補助金という形に将来的にはなろうかと考えております。今時点では、こういった区分で負担をするという状況でございます。よろしく申し上げます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにいかがですか。

○**古畑秀夫委員** 先ほどのバイオマス燃料のまきの種類は、広葉樹、針葉樹、何でもいいのか、制限ありませんか。

○**森林課長** 燃料材の樹種。これは針葉樹でも広葉樹でも広く受け入れているということでありまして、ソヤノ側に確認したところ、中でスギが若干、買取り価格が8割ぐらい下がるというようなことを聞いております。

○**古畑秀夫委員** 受け入れはみんなすと。

○**森林課長** はい。そのとおりです。

○**委員長** よろしいですか。

私から1点、220ページの森林再生林業振興事業の市有林施業委託料1,500万円、どこにどれだけ施業するのか。そして委託先はどこですか。

○**森林課長** 森林施業でありますけれども、令和2年度は、今年度に引き続き、下西条地区で実施を予定しております。面積につきましては、令和2年度は5ヘクタールを予定しております。発注方法につきましては、この森林施業につきましては、林野庁の森林造成事業補助金というものを導入しておりますので、令和2年度も同じような形で導入を考えております。したがって経営計画も立っておりますので、そんなところから、技術だとか、そういったことに精通した、また、会計検査が後に行きますので、そういったところに頼る現場管理監督、書類作成等を考慮しながら、発注を考えていきたいと思っております。

○**委員長** 発注先は今、どちらですか。

○**森林課長** 具体的にはこれからです。

○**委員長** 市有林の施業費は、ここにある1,500万円以外にほかに単独でありますか。

○**森林課長** 市有林の例えば支障木伐採ですとか、そういったものもこの中に含まれております。

○**委員長** ということは、市有林の施業は1,500万円ですべてですか。

○**森林課長** 市有林にかかわる施業はこの中でやります。

○**委員長** これしかないですか。例えば檜川地区にあるような広大な市有林の整備、間伐等も含めて、そういう施業計画というのはないのですか。

○**森林課長** いずれにしても、経営計画を立てて、それに基づいた施業を市有林で行っておりまして、檜川地区において、経営計画の確認が今、できてないのですけれども、そういったところで、市内の市有林においては計

画的に進めていきたいというふうに考えております。森林のそういった状況も確認しながら、計画的に進めていきたいと思います。以上です。

○委員長 計画的に進めるということは、やる意思はあるということですか。こう見ると、檜川の特に市有林あたりは、手が全然今入ってない状況が続いていると思われるのですが、今後もこれが続いていくのかという危惧がありますけれども、いかがですか。

○森林課長 例えば周りに害が及ぶというか、整備しないと森林の機能を失ってしまうというような状況にあれば、優先的にその計画を先行するなりして、施業を進めていきたいと思います。

○委員長 これは意見というか、非常に広大な市有林があるはずで、村時代でも手入れができなくて課題になっていたわけですが、はっきり言うと課題がある場所だらけです。手を本当は入れなければいけないところだらけのはずなのですが、それには森林経営計画をもちろん立てなければいけなくて、木曾森林組合なんかはずっと継続して受けていたものですから、それが今は全然途切れているという解釈でよろしいですか。

○森林課長 大変申し訳ないです。檜川地区の市有林施業は、私の経験の中では実施した記憶がございませんので、大変申し訳ありませんが、状況を確認しながらということになるろうかと思しますので、また、財源も確保しながらということになっていくと思われま。

森林環境譲与税は、配分は始まっておりますけれども、拡大事業だとか新規事業に充てていくというような県の見解もありますので、そういったところから、うまくそういった充てられるような形で市有林施業ができたということも検討しながら進めていきたいと思ひます。以上です。

○委員長 非常に地形的にも厳しいところが多くて、私ども毎木調査に職員が参加したりして、材積量を把握したり、そういう作業をやって、データの蓄積から引き継がれているはずで。かさも面積も半端じゃないはずで。一度全容を把握をする作業だけはぜひやっていただきたいと思ひます。今ここで答弁といつても、多分今の話では無理だと思ひますので、要望にさせていただきます。

ほかにありましたら。よろしいですか。それでは農林水産業費についてはここまでいたします。

次に7款商工費の説明を求めます。

○産業政策課長 それでは予算書の223、224ページをお開きください。あわせて、予算説明資料の23ページを御覧ください。7款商工費1項商工費1目商工総務費の主な事業につきまして説明いたします。

説明欄上から2つ目の白丸、商工総務事務諸経費は432万8,000円でございます。下から6つ目の黒ポツになりますが、道の駅木曾ならかわ管理委託料60万円は、道の駅のトイレ清掃等を塩尻・木曾地域地場産業振興センターに委託しているものでございます。

続きまして2目商工振興費、一番上の白丸、基幹産業強化支援事業は7,396万5,000円でございます。その下の黒ポツ、塩尻インキュベーションプラザ指定管理料766万7,000円は、平成22年度から塩尻市振興公社を指定管理者として管理運営をしております、技術顧問の委託費、清掃、設備保守点検料、施設修繕費などの施設維持管理などの経費でございます。入居4年目以降のオフィス利用料の引き上げによります収入増に伴いまして、指定管理料87万8,000円を削減してございます。その下の黒ポツ、地域産業創造事業委託料929万8,000円は、塩尻インキュベーションプラザを拠点として、市内企業の生産管理や改善にかかわる支援、企業間、産学官、異業種間などさまざまな連携を促進するコーディネーター、またインキュベーション

の支援業務の費用が主なものでございます。国の地方創生推進交付金2分の1が財源となっております。2つ下の黒ポツ、塩尻市振興公社運営補助金2,950万円は、振興公社の運営を担当する職員の人件費及び公社の運営に係る経費の補助でございます。その下の黒ポツ、商工業振興対策事業負担金670万円は、市内の中小企業が展示会へ出店する際の費用を補助する受発注支援事業や、技術開発を支援する事業などの負担金でございます。その下の黒ポツ、先端技術実証等負担金2,000万円は、令和2年度からの新規事業になります。事業の目的は、1つとして市内交通における自動運転技術の実用化、2つ目としまして接続可能な地域交通の実現、3点目としまして自動運転技術の集積と地域産業への波及でありまして、実証実験の計画策定や実施の費用となります。1月に協定を締結しました7社で令和2年度から令和4年度までの3カ年を事業期間とし、令和2年度は自動運転の実証を行うとともに、テスト環境の整備による企業の立地促進や地域企業も含めた研究会の開催等に取り組んでまいります。なお、こちらの事業は現在、国の地方創生推進事業に申請をしておる最中でございます。

その下の白丸、中小企業融資あっせん事業は、予算額9億9,000万円でございます。市内中小企業の安定した経営を支援し、地域経済の向上と雇用の確保をするための制度融資の事業で、中小企業融資あっせん保証料補給金が2,000万円、中小企業融資あっせん資金預託金が9億7,000万円となっております。令和2年度からは、新たな融資制度として小口零細企業保障資金を創設いたしました。現行の特別小口資金と比較しまして、貸付利率は0.5%引き下げて1.5%、返済期間は運転資金であれば5年延長しまして最長10年以内、保証料の補給は5分の4から全額を市が負担するなど、現行より有利な制度の設定になっております。こちらの制度は消費増税や米中摩擦の影響を勘案しまして制度化いたしました。このたびの新型コロナウイルスによる影響にも対応できるものと考えております。

その下の白丸、工業団地維持管理事業は予算額338万6,000円でございます。この事業は市内4つの工業団地の環境整備及び維持管理を行い、適切な管理を図るものでございます。

おめくりをいただきまして、予算書の225、226ページをお開きください。一番上の白丸、商工団体活動支援事業は予算額1,241万1,000円でございます。その下の黒ポツ、商工会議所事業補助金1,165万1,000円は、商工会議所の運営を補助することによりまして、市内商工事業者への持続的な支援はもちろんのこと、事業承継、働き方改革、新型コロナウイルスによる業績悪化への対応など直近への課題にも対応する支援を行うものでございます。3つ下の黒ポツ、推進プロジェクト負担金40万円は、塩尻商工会議所等と連携し、中小企業を対象としましたセミナーや、小学生を対象としたこども科学探検団を開催する負担金です。同じような目的の研修を統合するなど見直しを行いまして、50万円減額をしております。

その下の白丸、企業立地促進事業は予算額4,622万2,000円でございます。予算説明資料は24ページになります。5つ目の黒ポツ、用地取得費は、塩尻市土地開発公社が負担しております産業団地、今泉南テクノヒルズ内の7区画の用地費を事業用定期借地期間に応じて負担するものでございます。また、同産業団地におきまして工場の拡張等の設備投資が積極的に行われておりまして、従業員が増加傾向にあります。そのため、塩尻市土地開発公社が負担する駐車場用地の取得費についても10年間分割して負担する、そういったものも含まれております。その下の黒ポツ、工場等設置事業等補助金2,729万8,000円は、工場等の新設、増設による建物と償却資産の固定資産相当額を補助するものです。令和2年度は新たに3件の適用を見込んでおります。

次の白丸、商工業活性化事業は予算額827万5,000円でございます。この事業は商店街のにぎわい創出

を図るイベントや販売促進事業などに対する支援でございます。

次の白丸、創業支援事業は予算額50万円でございます。その下の黒ポツ、特定創業支援事業負担金は、塩尻市創業支援計画に基づきまして、商工会議所が実施する創業希望者を対象として、経営、財務、人材育成、販路開拓などのセミナーを開催するものでございます。

次の白丸、ワイン産業振興事業は予算額900万6,000円でございます。2つ目の黒ポツ、ワイナリー等設置事業補助金680万2,000円は、市内におけるワイナリーの整備を促進することにより、ワイン産業の振興を図るため、ワイナリーの新設等に対しまして固定資産税相当額を補助するものでございます。令和2年度はドメヌ・コーセイ、ドメヌスリエ、丘の上幸西ワイナリーを新たな対象にいたします。その下の黒ポツ、海外展開支援事業負担金80万円は、市内ワイナリーが塩尻産原料を85%以上使用した自社の製造ワインを国際コンクールに出品する際の費用に対し補助を行うもので、2020年、本年開催の東京オリンピックを見据え、海外での塩尻産ワインの認知度向上及びブランド化を図り、海外への輸出、また訪日外国人に対する購入の促進を図るものでございます。こちらは財源は、国の地方創生推進交付金2分の1を活用しております。その下の黒ポツ、フランスワイン交流事業負担金42万4,000円は、新規事業でございます。昨年の10月、フランスのポイヤックと都市間交流を始めることで合意したことを受けまして、青少年を初め、市民の皆様の交流事業を支援するため、市内のワイン愛好家、ワインガイド、ワイナリー関係者などが現地に渡航する際の費用を補助するための事業負担金でございます。その下の黒ポツ、留学支援負担金60万円は、海外におけるブドウ栽培、ワイン醸造技術を習得し、ワイン産業を支える栽培家、醸造家、起業家の育成を図るための研修者を支援する事業で、渡航費を補助するための事業の負担金でございます。

その下の白丸、商店街活性化事業は予算額694万円でございます。おめくりいただきまして、227、228ページを御覧ください。一番上の黒ポツ、商店街活性化事業負担金250万円は、中小企業団体やまちづくり会社等が実施する駐車場整備や空き店舗の改修、改修後の家賃、賃借料に対する補助でございます。その下の黒ポツ、大門駐車場設備改修負担金374万円は、自動火災報知設備の感知器が製造から25年経過しているため、故障した場合部品の手配ができず、使用できなくなってしまうことから、更新工事を行うための負担金になります。

その下の白丸、起業家教育事業は予算額400万円でございます。こちらその下の黒ポツ、高校生起業家教育事業委託料は400万円ですけれども、若者の職業選択が多様化する中、高校生に対しまして進学・就職のほかにも起業という選択肢があることを伝え、起業というものを身近に感じてもらうことを目的に、高校生を対象としたセミナーやワークショップなどを開催する事業を委託するものです。事業実施から3年が経過をいたしまして、事業を検証する中で、参加生徒が将来の自分自身の進路の参考になったかとのアンケートに対しましては、91%と非常に高い数値をしておりますけれども、実施校が今現在4校で実施しておりますけれども、4校から3校に減少したため事業費は削減をしております。こちら、国の地方創生推進交付金2分の1を活用しております。続きまして、3目木曽漆器振興費、一番上の白丸、木曽漆器振興事業は予算額7,793万円でございます。上から5つ目の黒ポツ、設計委託料950万円は、令和3年度に予定しております地場産センターの大規模改修工事に向けた設計委託料になります。地場産センターの施設につきましては、平成6年に建築されまして、それから25年が経過しており老朽化が著しく、施設継続に向けた大規模改修を行う必要があります。平成30年度

において改修計画を策定しておりまして、その中では施設規模を協議していく上で必要な基礎資料をお示しをしまして、雨漏り対策を含めた屋根や外壁の改修、ボイラー改修等設備の機能向上など行う工事について実施したい旨、こちらを平成30年5月の議員全員協議会で報告をしておるところでございます。これらの工事に伴う設計を委託するものでございまして、財源は過疎債を活用してまいります。その下の黒ポツ、地場産センター指定管理料1,500万円は、令和元年度から一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターを指定管理者としまして管理運営をしておりまして、設備等の保守点検料、水光熱費などの施設維持管理費などの経費でございます。3つ下の黒ポツでございますけれども、漆器祭・宿場祭開催負担金350万円は、6月に開催されるお祭りの開催負担金で、令和2年度は6月5日から5月7日までの3日間、開催予定であります。2つ下の黒ポツ、地場産センター運営補助金500万円は、地場産センターが行う公益的な事業に対しまして補助するものでございます。その下の黒ポツ、木曾漆器振興対策事業負担金570万円は、漆器産業の維持と継承に向けまして、産地事業の中核であります木曾漆器工業協同組合等への事業を支援するものでございます。2つ下の黒ポツ、産地活性化プロジェクト負担金124万円は、木曾漆器青年部、筑波大学等と連携し、これまで整備してきました拠点施設、二四重を活用し、漆芸活動を支援するための負担金24万円と、かしだしっきを活用しました塩尻の食とのコラボレーションによりまして、木曾漆器の魅力を外内に伝える機会を創出する木曾漆器ツーリズムの事業の施行等を支援する負担金100万円となっております。その下の黒ポツ、販路拡大事業負担金200万円は、木曾漆器の国内販路拡大はもちろんのこと、東京オリンピックの開催に伴い、海外からの来訪客が漆器に触れる機会をふやすことによりまして、漆器産業の振興を図るため、木曾漆器の国内及び海外での展示会、商談会への出店を支援するものでございます。その下の黒ポツ、大規模展示会出店負担金120万円は、業界内最大の規模を誇りまして、毎年25万人以上の来場者がありますテーブルウェア・フェスティバルや各界のショップや百貨店、専門店から、全国、世界各国の多くのバイヤーが訪れます東京インターナショナル・ギフト・ショーといった大規模展示会への出店を支援するものでございます。その下の黒ポツ、経営アドバイザー業務負担金200万円は、地場産センターの売り上げ増加や、安定的な経営を図るための企画提案などの業務を引き続き経営アドバイザーに委託するものでございます。令和元年度は、運営方法改善や人材支援といった知的な取り組みをしたほか、ホームページの改訂を行うなど、そんなことも行っております。次年度は戦略を実行しながら評価修正を行い、安定的な経営を引き続き図ってまいりたいと考えております。その下の黒ポツ、地場産センター運営貸付金3,000万円は、地場産センターの運転資金を目的としました短期貸付金でございます。こちらは、資金調達の計画を提出させる中で段階的な貸し付けを行うものでありまして、年度内に全て返済されてくるものでございます。

この木曾漆器振興事業のうち、地場産センターの指定管理料、木曾漆器振興対策事業負担金の一部、産地活性化プロジェクト負担金、販路拡大事業負担金、大規模展示会出店負担金、経営アドバイザー事業負担金の事業費につきましては、昨年からの地方創生推進交付金事業になりまして、2分の1事業費を国のお金で充当してございます。なお、地場産センターで申し上げますと、令和元年度における2月末の状況でございますが、工芸館の売り上げが対前年度月費99.4%、ならかわ市場の売り上げが88.9%でございます。前年を若干下回る状況で推移をしております。私からの説明は以上でございます。

○観光課長 続きまして、4目地域ブランド推進事業費、予算額7,897万9,000円について御説明申し上げます。こちらの事業は、塩尻ブランド戦略に基づき、地域ブランド推進活動協議会を中心に地場産品を効果

的に活用しながら、塩尻地域全体のブランド化を図るものでございます。228ページ、一番下の白丸、地域産品ブランド化事業、予算額2,609万1,000円は、地域産品である塩尻産ワイン、木曾漆器等の認知度の向上を図り、本市に対する評価と知名度をアップするためのもので、このうちワイン振興に関するもの一部は、交付率2分の1の地方創生交付金を活用して事業を実施してまいります。230ページをお願いいたします。2つ目の黒ポツ、会場使用料138万6,000円は、首都圏及び中京圏等で行う期間限定のアンテナショップ、イベント等への会場使用料等となっております。次のポツ、ワインブランド推進事業負担金157万5,000円は、塩尻ワイナリーフェスタへの負担金、ワインと語る夕べへの負担金となっております。ワインと語る夕べにつきましては、これまで実行委員会形式で負担金を支出してまいりましたが、新年度からは主体を市民団体等に移行し、形を変えた形で実施していく予定であります。次のポツ、地域ブランド推進活動負担金1,056万7,000円は、地域ブランド推進活動協議会へ負担金を交付し、効果的なプロモーションを推進するためのもので、特産品の県外PR、ワインプロモーション、ワインプレゼンテーションなどがございます。支出の大きな事業としましては、東京で昨年開催しましたSHIOJIRI GRAND WINE PARTYを縮小した形で開催する首都圏でのワインパーティー、グランドワインパーティー2020、ミス・ワイン日本大会への協賛などがございます。次のポツ、シャトルバス運行補助金910万円は、松本山雅のホームゲーム開催に伴うシャトルバス運行及びワイナリー周遊バスへの補助金です。松本山雅シャトルバス補助金は、県外からのサポーター及び市内の山雅サポーターの利便性を図るとともに市内での交流を促すもので、リーグ戦17試合を対象に補助していく予定であります。また、ワイナリー周遊バスへの運行補助金は桔梗ヶ原ワイナリー循環バス、広域ワイナリー周遊バス運行に対する補助金で、財源としてまいりました元気づくり支援金が今年度で終了しますが、利用者の満足度の高さと二次交通の利便性を図るため、継続して実施していくものでございます。こちらにつきましては、財源を地方創生交付金活用事業で充ててまいりたいと考えております。

続きまして、5目観光費、予算額1億398万1,000円につきまして説明申し上げます。1つ目の丸、観光総務事務諸経費、予算額591万4,000円のうち、下から2つ目のポツ、Wi-Fiアクセスポイント使用料130万7,000円は、市内18カ所のアクセスポイントの設備使用料でございます。

2つ目の丸、観光振興事業、予算額6,456万6,000円は、観光情報の発信、観光資源の磨き上げや開発、新たな需要が見込めるインバウンドなどの対応を行っていくものでございます。また、観光協会を初めとした関係団体との連携等による各種イベントの実施や負担金、補助金の交付を行います。1つ目のポツ、会計年度任用職員報酬199万円は、観光振興及び観光協会事務局の組織強化を目的として、観光協会で活躍していただく地域おこし協力隊員をお願いするもので、2年目になります。230ページの上から2つ目のポツ、地域おこし協力隊員活動補助金200万円と合わせて計上させていただくものでございます。真ん中よりやや下のポツ、新宿駅南口観光案内所使用料99万円は、中部地方を訪れる海外からのお客様の誘客等を目的とした中部インフォメーションプラザ京王新宿の使用料となっております。こちらの使用料には7日間の会場及び施設の無料利用等も含んでおります。一番下のポツ、観光協会運営補助金5,282万9,000円は、塩尻市観光協会への補助金で、観光センターの運営や観光協会の事務局職員の人件費など。また高ボッチ草競馬、そば切り物語り、小坂田花火大会など、観光イベント等の開催に対する補助金。また新年度新たに、高ボッチ高原の有効活用ということで自然保護センターの改修等に充てる補助金となっております。続きまして、232ページ、上から3番目

のポツ、シャトルバス運行事業負担金289万6,000円は、奈良井宿と木曾平沢の間にシャトルバスを運行することにより、連続する重要伝統的建造物群保存地区をより効果的に観光資源として生かしていくとともに、漆器産業の発展も含めた地域活性化に寄与していこうとするもので、元気づくり支援金を活用しながら実施するものでございます。今年度の利用実績は、2,390人となっております。

次の丸、観光施設整備事業、予算額2,392万7,000円は、市内観光施設の維持管理、新設等により、来訪者に対しまして安心安全な施設を提供するための事業でございます。真ん中よりやや上のポツ、放流魚購入費120万円は、耐震工事、棧橋改修工事が終了したみどり湖のヘラブナ釣りを再開するに当たりまして、ヘラブナを放流していくものでございます。それからやや下のポツ、清掃委託料346万3,000円は、観光センター、奈良井駅前、贄川駅前ほかの清掃を委託するものでございます。そこから2つ下のポツ、みどり湖釣り場・周辺管理委託料388万9,000円は、ヘラブナ釣りの料金徴収、みどり湖花公園周辺の管理等をお願いするものでございます。そこから8つ下のポツ、いこいの森公園管理委託料211万8,000円は、地球の宝石箱周辺のいこいの森公園の清掃及び施設管理等を委託していくものでございます。そこから4つ下のポツになります、観光施設整備工事費344万円は、みどり湖周辺環境整備と市内案内看板等の整備を行う工事費で、地域活性化事業債を活用しながら進めるものでございます。

234ページをお願いします。広域観光推進事業、予算額957万4,000円は、隣接近隣の自治体と連携し、広域的な観光振興及び誘客促進事業を実施するためのものでございます。主な事業は、広域パンフレットの作成や広域キャラバン等がございます。3つ目のポツ、信州まつもと空港利用促進負担金514万円は、まつもと空港利用促進協議会、こちらは県内の関係自治体で構成するものでございます。まつもと空港地元利用促進協議会、これは地元の自治会及び関係自治体で構成するもの。それと、まつもと空港を利用する会、松本商工会議所が事務局となり商工団体を中心に構成しているものでございます。それぞれへの負担金となっておりまして、新年度は、このうちまつもと空港利用促進協議会への負担金が315万円から139万円の増加しております。これにつきましては、昨年10月就航を開始しました神戸線利用の促進をするためのものでございます。2つ下のポツ、木曾広域連盟負担金226万8,000円は、木曾広域圏内における広域パンフレットやJR東海との連携した誘客活動を促進していくものでございます。一番下のポツ、尾張藩連携事業負担金15万円でございます。今年度新たに計上したもので、中部国際空港を活用したビジット・ジャパン事業として名古屋市を中心に愛知、岐阜、長野の関係市町村の広域連携による観光振興の実施による海外からの来訪客の増加を目指すものでございます。7款商工費については以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、25分まで休憩といたします。

午後2時17分 休憩

午後2時25分 再開

○委員長 それでは休憩を解いて再開をいたします。

ただいま説明を受けました7款商工費、これに関する質疑を行います。委員のほうから質問がございましたらお願いします。

○中村努委員 224ページの先端技術実証等負担金についてですけれども、大体どんなゴールを想像すればい

いのか、いつごろを予定してるというか見込んでいるのか、その辺お聞かせください。

○産業政策課長 ゴールでございますけれども、やはり実証実験が来年度から始まりまして、令和3年度には二次実証、令和4年度にはルートをちょっと拡張して広げて、もう一度実証とか事業モデルを検討いたします。ゴールとしましては3年後。これがこの今、自動運転の技術が進む一方で、きょうの日経新聞にもありましたけれども、事故との安全性をどう検証していくか、そんなこともありますけれども、そういったところをこの3年間を見ていきながら、目指すべきゴールは自動運転車両が4年後には市内で動いている、そこを目指して頑張っていきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 230ページが一番上のほうですが、このシャトルバスで山雅のところ17試合、それからワイナリー周遊というのはワイナリーめぐりを秋にやっているのだと思うのですが、これも土日中心ということですか。利用状況、今年度どうだったかお聞きしたいと思います。

○観光課長 委員がおっしゃるとおりで、山雅につきましては、松本山雅とのホーム戦における駅前と会場とのシャトルバスの運行になります。もう1つワインのバスにつきましては2種類ございまして、1つが昨年、一昨年、3年間続けてまいりました9月の土日祝日を活用しました塩尻駅から桔梗ヶ原のワイナリーへの循環バスとなっております。昨年と今年度につきましては、松本空港まで延長した形でシャトルバスを運行しました。もう1つ、みどり湖のパーキングエリアを活用しまして、みどり湖パーキングエリアを発着地点としまして桔梗ヶ原ワインバレー、それから安曇野、松本を回る日本アルプスワインバレー、そこまですを周遊してくる広域周遊ワインバスということで、2つのワインバスを運営してきております。

利用者につきましては、桔梗ヶ原ワインバスにつきましては、例年およそ500名程度の期間中利用がございました。また、広域周遊バスにつきましては、運行日数が年によって違いますが、全ての日数、定員いっぱいバスを運行しております。以上でございます。

○古畑秀夫委員 そうすると、結構利用率がよくて、運行されているという理解でよろしいですか。

○観光課長 10日間くらい運行しておりますので、全てのバス1台ずつに何人乗るかという、数人から十数人くらいにはなっておりますが、お客様からの評判も大変よく、また二次交通の充実という面でも県外、市外からのお客様が来訪の折の利便性を高めるということで、継続してまいりたいと考えております。

○古畑秀夫委員 それでよければいいのですが、せっかく運行するので、ぜひ宣伝していただいて有効に活用して、塩尻に来てもらってというふうに思いますのでお願いします。

その下の観光振興の関係で、先ほどの説明だと一番上の会計年度任用職員の部分が地域おこし協力隊の賃金ということですが、これは今、地域おこし協力隊員は何人いて、お金はたしか国から、協力隊の活動補助も含めて国から出ているということかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○観光課長 観光では1名の方をお願いしております。財源としましては、今委員がおっしゃいましたとおり、人件費の199万円と次ページにある活動費200万円が国からの補助になって運用されております。

○古畑秀夫委員 全員というか、今現在、塩尻市に協力隊員は何人いるかはわかりますか。

○観光課長 申し訳ありません。私のほうでは把握できておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思っております。

○委員長 では、後ほど数字を。ほかに。

○中村努委員 226ページのワイナリー等設置事業補助金、新年度3社ということですが、これって3社ふえるとワイナリーとして塩尻市内は幾つになりますか。

○産業政策課長 ワイナリーはこの3社入れまして、現在17です。民間事業者16プラス塩尻志学館高校の1校になっております。

○中村努委員 わかりました。続いてその下の海外展開支援事業負担金ですが、先ほどの説明ですとオリンピック等あって、海外展開もしっかりしていきたいという説明だったのですが、この事業見直しを見ると、当初の効果が期待できないため、海外展示会への出店に対する負担金を廃止と書いてあるのですが、これはどういう関係になるのですか。

○産業政策課長 平成30年度でございますけれども、実は海外のコンクール、香港のインターナショナル・ワイン&スピリッツという世界では結構規模の大きい展示会に出店をいたしました。その後、いわゆる香港でありましたので、東南アジアのバイヤーの皆さんが市内のワイナリーにも来まして、直接マッチングをするような機会がございましたけれども、その後、きちんとビジネスになかなか成立をしていかない、そういう状況がございました。それとまた、今年度は香港がこういう国情がございまして、この展示会に続けて出たかったのですが、出ることができず止まってしまったと、そういうところもありまして、この展示会に出店するほうにつきましてはスクラップをしたと、そういう現状がございます。

○中村努委員 そうだとすると予算計上されている80万円ですが、これは具体的にどうい展示会でしょうか。

○産業政策課長 こちらは昨年9月にマスター・オブ・ワインというワインの称号を、世界のソムリエのさらに上に行くような称号を持っている大橋健一さんという方が塩尻にお見えになりまして、塩尻ワインはもちろんのこと日本のワインなんて世界に行けばほとんど知られてないよと、そこで何をしなければならぬか、それは国際コンクールに出品、インターナショナル・ワイン・チャレンジであったり、デキャンターのワインコンクールであったり、そういうところに出品を何しろして、入賞を重ねていく、そういったことが評価につながっていく、これは日本ではなくて、その前のチリであったり、そういったところの産地もそういうふうにして産地を形成してきていると、そういう動きがございます。ですので、こちらのほうは逆にアクセルを踏んで力を入れて、市内のワイナリーから出品できるように、そういう形で補助制度を整えております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 ちょっと基本的なこと、230ページの地域ブランド推進事業費ですけど、この予算説明資料と事業見直しの事業名では地域産品ブランド化事業と書いてあるのだけれど、予算書にはその名称がないのですけど。

○観光課長 予算書の228ページの一番下の丸、こちらが地域産品ブランド化事業、その中の1つの事業として地域ブランド推進活動負担金がございます。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 事業名はわかりました。それで、これは先ほどの説明では、東京でのワインパーティーを計画しているというような説明で、一方で名古屋ワインバーとワインと語るタベは引くと、交換ではないけれども事業が変わったという理解をすればいいですか。

○観光課長 委員がおっしゃるとおり、名古屋のワインバーと語る夕べを廃止しまして、東京でのワインパーティーに回しております。

○委員長 よろしいですか。

○議長 今のところのワインと語る夕べの考え方ですけれど、前2回開催していたワインと語る夕べですけど、1回で民間に任せるみたいなことの言い方もありながら、1回やってきたわけですけど、今回全部やめるということで、市民団体主体でやってもらうという先ほど説明だったんですけど、その辺についてのお考えと、どんな考えで構想をしているのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○観光課長 ワインと語る夕べにつきましては、今お話がございましたように平成16年から今年の2月まで開催してきております。この中で、この間に市民レベル、市民活動団体レベルでのワイン会等が多く開催されるようになってきております。また、事業につきましても我々だけでなく、そういった皆さんが主体となって事業と同じような形がとれてきておりますので、今後、公募をする形の中で事業をやってみたいという市民の方がいらっしゃいましたら、ぜひ市民の皆さんも主体となってワインを盛り上げていただくという、そういった流れをつくっていききたいということで、今回、語る夕べの実行委員会形式を変更するものでございます。

○議長 2回が1回になった段階で、小さなワインの会はあるとしても、ずっと長年勉強をしている団体が自主的にフェリスクレールという場所も使ってワイン会をやっていて、市で主催のような廉価なわけにはいかないもので、1万円とか徴収しながらもすぐに埋まるような人気のある自主的なワイン会にはなってはいます。今回は公募ということなのですが、前者は別に何か補助とかは多分なかったと思うし、それから、市が主催の場合はワイナリーの協力とかワインに関してもそうなのかもしれない、ですから安くできる、市民にとってそういう還元があると思うのですが、その辺について公募していくというところで、市とか例えばワイナリーの協力とか、そんなことはどんなふうになっていくのかについてお聞きをしたいと思います。

○観光課長 その辺の具体的な方法については、まだ決まってきておりませんが、先日ワインと語る夕べの実行委員会を開催しまして、新年度どういった形で継続した支援をしながら、事業を進めていくかということで今話し合っているところでございます。

○議長 人材とか機会とか活用していただいて、市民の皆さんがいろんな機会に参加できるような、そういったほうに進んでいただければとは思いますが、できれば本当にワイナリーだとかいろんなところの協力があればいいという声はありますので、ちょっとお伝えをしたいと思います。ワインのことで続けてですけど、ワイナリーフェスタですが、新年度のワイナリーフェスタについては、今チケットの販売も先に延ばしている状態です。いいぐあいに収束してくれるといいなということを願っているわけですけど、最低限どういう条件、もしかして余りに世の中がひどい状況になったら、開催もできないのかなあということも危惧するわけなのですが、外でやるイベントではあるのですが、どのような条件だったらやれるのかとかいうことを市民も気にしているのですが、今のところのお考えあればお願いします。

○観光課長 ただいまお話にありまして、まずチケットの発売を3月21日から4月11日に延ばしました。それはできる限りお金のやり取りがない段階、お金のやり取りをできるだけ先に延ばした形で開催したいということで4月11日に延ばしております。開催の可否につきましては、今の段階では何とも言えない、どうなったら開催するかどうかというのも何とも言えない状況です。ただ、参加してくれる協力して下さるワイナリー

一の皆さんが、うちのワイナリーはそういったことでできないというワイナリーがふえてくれば、運営は難しくなると思います。また今、国のほうでも19日に新しい方針が出てくると思われますが、それを見る中で4月、5月のイベントが全国的にもうやめていこうという方向になってくれば、当然やめていくようになると思いますので、その国の様子を見ながら、3月の末、4月の初めくらいに最終的に実施するかどうかを決定してまいりたいと考えております。

○委員長 いいですか。ほかにございましたら。

○牧野直樹委員 224ページ、道の駅木曾ならかわ管理委託料60万円、これはトイレの清掃というような説明だったのですが、誰に管理委託料を払っているのか教えてください。

○産業政策課長 こちらの管理委託料は一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターにお支払いをして、トイレの清掃委託を行っております。

○牧野直樹委員 ということは、トイレは前に見た裏の道から入るトイレのことですか。

○産業政策課長 道の駅のトイレは24時間出入りできることが原則でございますので、ならかわ市場の裏に付いているトイレになります。センターの中庭のトイレも一応24時間入れるように、道の駅のトイレとしての機能を持たせております。

○牧野直樹委員 228ページの地場産センター指定管理委託料1,500万円というのは、指定管理されているのは先ほどの団体と同じですか。

○産業政策課長 同じでございます、この地場産センターの建物は一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターが受けております。

○牧野直樹委員 その指定管理とトイレの掃除の料金というのは、全く別という考え方ですか。

○産業政策課長 トイレの管理は全く別という考えをして、すみ分けをしております。

○牧野直樹委員 何かよくわからないのだけど、月5万円だよ、トイレの掃除。都市計画あたりで駅のトイレの管理だとか。

[チャイムの音あり]

○委員長 済みません、牧野委員。若干ここで休憩をとって、黙祷に入りたいと思います。

[東日本大震災の黙祷についてのアナウンス]

○委員長 皆さん、その場で黙祷。

ありがとうございました。

[チャイムの音あり]

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。牧野委員、済みませんでした。

○牧野直樹委員 途中になってしまったのだけれど、60万円の根拠というのは都市計画あたりで公園の中のトイレとかいうのは多分、お金払って管理してもらっていたりすると思うし、塩尻の小坂田の道の駅の上のトイレは多分食堂やっている人が管理でお金もらってやっていると思うのですが、そこら辺の金額との比較というと、高くない、これ。高くないかい。そうかい。その辺ちょっと都市計画と比較して幾らぐらいか言って。

○産業政策課長 まず、私どもの道の駅のセンターの60万円の積算根拠につきまして申し上げます。係長のほうから答弁いたします。

○産業振興係長 それでは、道の駅木曾ならかわのトイレの関係の算出根拠なのですけれども、人件費で大体50万円くらい、これは稼働というかあいている日数に応じてになりますけれども、その分の人件費とあとは消耗品の関係で9万円くらいということで、60万円という算出になっております。

○牧野直樹委員 ちなみに都市計画のほうは。

○都市計画課長 都市計画課の公園関係のトイレですとか道の駅関係のトイレにつきましては、基本的にはシルバー人材センターの時間の単価を使って、積算をしておりますので、例えば公園なんかのトイレの場合は1施設1時間、2時間という形で積算をして、実際に清掃をした時間に応じて月々お金を払っているといった状況で、あとならかわの関係の平沢もそうですし、奈良井の公園の関係についても地区のほうへトイレ清掃をお願いしているのですけれども、これにつきましてもシルバー人材センターの時間の単価を使いまして、積算をして実質に応じてお金を払っている状況でございます。

○牧野直樹委員 大体年間で幾らぐらいなのですか。

○都市計画課長 とりあえず、北部公園のトイレは月に10日くらいという形で、1日2時間ということで20万円程度。これが多分、道の駅ですと毎日やらなければならないと思いますので、30日になりますので六十数万円はかかるといったぐあいになると思います。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 234ページの信州まつもと空港の利用促進のこれは広域で多分やって、利用する人に補助金という何か出しているということですか。これ年間通じてでしたか。どういう形で今年度、まだ途中だと思えますが、どの程度の状況になっているかをお聞きます。

○観光課長 まつもと空港の利用促進に関する助成金について御説明を申し上げます。助成金の種類には全部で3種類ございます。1つが春季、春の福岡便の利用助成、こちらが往復5,000円で片道2,000円。それと冬季利用促進ということで福岡、札幌、それから今年できた神戸線でございます。福岡、札幌につきましては往復5,000円、片道2,000円、神戸につきましては往復3,000円、片道1,500円ということで今年度実施しております。利用状況につきましては、現在まとめている最中で最終的に出ておりませんので、お願いいたします。予算につきましては、全て予算額を終了しているというのが現状でございます。

○古畑秀夫委員 予算額が終了しているというのは、もう時期が終わったということですか。

○観光課長 全て終わっております。ただ、内訳的に片道利用、往復利用それぞれがございますので、人数的にはまだ把握ができておりません。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○議長 松本広域連合のほうでも観光の部分の審査も以前はなかったものが、今は委員会のほうに入っていて、昨年度からなのですけど、やはり広域で今後さらにやっていくべきという考えが進んで来つつあるところです。そういう中でそれぞれの自治体の観光の部署とも意見を聞いたりしながらいかなければいけないという意見もあるのです。そういったことで自分の市はもちろんなのですけれども、やはり広域との連携をしてお互いにPRし合うこともですし、ワインのほうでは広域観光とやっていますけれども、そういうふうにしていくことがやはり今後大事だという考えの中でまだ始まったところなので、まだそんなに進んでいないという面もあるかと思えます。230ページにあるシャトルバスの運行での桔梗ヶ原のワイン観光、あるいは広域観光で少し広まって

きているとあるのですが、広域連合のほうにもPRをしてもらうという形をとっていくことも1つかと思うのですけれど、その辺についてお考えを、もしあればお願いしたいと思います。

○**観光課長** 広域連合との連携も必要な手だてを考えております。広域連合のパンフレット等では、ワインを結構きちんとした形で入れていただいております。ワインにつきましては、今度は山形村も特区の中に入ってきておりますので、さらにそういった広域での連携が強まっていきますし、強めていかなければならないと考えております。

○**議長** 徐々にはと思いますけれども、いい効果が生まれるように、また情報提供もお願いをしたいと思います。もう一点、228ページのところで、木曾漆器振興事業の中の下から6番目、産地活性化プロジェクトですけれども、令和2年はどんなふうに進めていくのか、二四重商店で貸し出し漆器というところは先ほど説明ありまして、スナバのような場所にも場所を変えても少し発表もあったわけなんですけれども、檜川のほうの中だけだとなかなか一般の市民にも知られることがないと思いますので、違う場所でもとは思いますが、その辺について何か計画ありましたらお願いします。

○**産業政策課長** 先日も、産地活性化プロジェクトの木曾漆器青年部によります今年度の事業報告会をスナバで開催をいたしまして、非常に多種多様な皆さんにお集まりいただいて、いい木曾漆器のPRができたと思います。御指摘のとおり、産地内、二四重商店は拠点にして活動はしておりますけれども、産地内にとどまることなく産地から飛び出してPRをしていかないと、木曾漆器の魅力を広く広めていくことはできないと考えておりますので、令和2年度も産地以外でもいろいろな活動をしてまいりたいと考えております。逆に、産地に外から人を取り込むということでツーリズムの事業は令和2年度、開催をしてみたいと考えております。以上です。

○**議長** 産地にも取り込んでいただきたいと思いますが、この間スナバという場所とワインとの絡みもあったからなのか、食器もちゃんと料理が載って、それも料金に入ってたのだということもあったのか、県外からも来ている人、県内の違う場所から来ている若い方もいたので、工夫次第ではいろんな方に知っていただけるやり方があるのではないかなというふうに感じたので、そういう意味でも頑張りたいと思います。以上です。

○**委員長** ほかに。

○**中村努委員** 細かいことですが、234ページの広域観光推進事業の中で、中ほどの権兵衛峠観光施設等保全研究会負担金というのと、3つ下の、松塩筑安曇野温泉協会負担金、これはどういうものなのか。

○**観光課長** まず最初に、権兵衛峠観光施設等保全研究会負担金でございます。こちらは、権兵衛峠に接する伊那市、南箕輪村、塩尻市の2市1村で権兵衛峠を活用した観光を推進していこうということで始めている研究会でございます。一番のメインの事業は観光トイレの維持管理が主なもので、それぞれお金を負担し合いながら維持管理をして、また修景の作業ということで支障木の伐採や草刈り等の作業をしております。以上です。

また、松塩筑安曇野温泉協会負担金でございますが、こちらは市内町村内、自治体内に温泉を持っている市町村が加盟しているものでございます。塩尻市内にも何か所か温泉があるものですから、そちらのほうに加盟して事業を進めているものでございます。

○**中村努委員** 権兵衛峠のほうはトイレの関係とわかるのですが、ちょっと変な名前ですね、これ。温泉のほうは、この協会に負担金を出して何かしてくれるのですか。

○観光課長 こちらにつきましては、温泉の施設の管理とか温泉の効用だとか、そういったようなものの勉強会。定期的な、主は温泉組合の皆さんが入っているのですけれども、そういった皆さんによる勉強会が主な事業となっております。また、それをきっかけとしまして、全国に向けた温泉利用を進めていこうということで、それを大前提としながらの勉強会等が主な事業になっているように認識しております。

○中村努委員 それは、温泉を経営している方がこの程度の金額なら出せばいいと思うのです。行政が負担金として出すような内容ではないと思うのです。今後、この事業見直しに、検討していただきたいと思います。要望でいいです。

○観光課長 今年度の事業をしっかりと見ながら検討してまいりたいと思います。

○委員長 権兵衛峠のほうは、いいわけですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかに。

私から、今の234ページの一番最後の尾張藩の連携事業。市長が出て殿様になってという報道もありましたけれども、これはこれからもああいう形で続いていくということですか。さっきコメントがありましたが、今年度の事業の予定は。

○観光課長 今年度の事業につきましては、観光PR用のパンフレットとPR用の映像作成、またキャラバン等が組み立てられています。

○委員長 わかりました。ほかに。よろしいでしょうか。

それでは、7款商工費までは以上で質疑終了といたします。引き続き、8款土木費、11款災害復旧費の説明を求めます。

○建設課長 それでは、235、236ページをお願いいたします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費から説明をさせていただきます。説明欄の上から3つ目の白丸、統合型GIS共用空間データ作成事業でございます。1つ目の黒ポツ、統合型GIS共用空間データ作成業務委託料1,585万1,000円につきましては、適正な地図情報を市民、企業等へ提供するとともに、利用者へのサービス向上を図るため2,500分の1や1万分の1の基盤図について、主に大門から広丘吉田地域の市街化区域の地図の情報を更新させていただきます。また、あわせてGISシステムの保守点検料もこの中で行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、237、238ページをお開きください。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費を御覧ください。備考欄の2つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費1,519万4,000円につきましては、5つ目の黒ポツ、長野県有料道路通行券購入費302万4,000円でございますが、三才山トンネル及び新和田トンネルの有料道路2路線の通行券を購入するものでございます。なお、三才山トンネルにつきましては、令和2年、今年の9月1日から無料化されることから、昨年より枚数を減らして購入をしてあるものでございます。また、その6つ下の黒ポツ、県道路整備期成同盟会負担金から下の黒ポツにつきましては、道路の整備促進同盟会や道の駅にかかわる加盟団体等の負担金、そのほかに県の道路整備にかかわる負担金等を計上してあるものでございます。

次に、2目道路維持費をお願いいたします。1つ目の白丸、道路等維持事業2億9,021万9,000円でございます。ページめくっていただきまして、2つ目の黒ポツ、清掃委託料648万6,000円でございます。

こちらは市道の草刈りや除草、浸透ますの清掃等を行うものでございます。次の黒ポツ、街路樹せん定等委託料1,778万5,000円でございます。これは主に街路樹を剪定をするものでございまして、来年度につきましては、都市大塩尻高校周辺の高校北通線のケヤキの伐採、また広丘から西へ向かう野村通線の街路樹等の剪定を計画しているものでございます。その下の黒ポツ、市道維持補修作業委託料691万5,000円でございますが、主に道路パトロールの委託費として建設業協会に市道の穴埋め等を委託するものや、雨水の排水ポンプ6箇所の維持管理業務を業者へ委託するものでございます。その下の測量設計調査委託料1,440万円でございます。主には、贄川の観音寺人道橋の撤去詳細設計を委託するものでございます。その2つ下のLED照明使用料4,200万3,000円でございます。こちらは平成28年度に実施いたしました市内の道路照明LED化のメンテナンスを含めたLED等の使用料でございます。こちらは10年間の債務負担公費として行っているもので、10年間の債務負担公費の額につきましては、4,202万9,208円でございます。その下の黒ポツ、道路損傷システム使用料76万8,000円につきましては、現在使用中の塩レポ等が古くなりメンテナンスができないことから、新たな道路損傷システムを導入するものでございます。続きまして、その下の黒ポツ、道路維持工事費1億7,713万5,000円につきましては、地元要望に対する道路維持工事や緊急修繕に対応する維持応急工事、凍上被害や舗装面のひび割れ等に対応する舗装改良工事、上下水道の埋設に伴う道路の復旧負担金5,000万円で行う舗装の本復旧工事となります。その下の黒ポツ、排水路整備工事3,900万円につきましては、地元要望に対応する排水路の整備工事となります。その次の白丸の除雪対策事業6,760万円でございますが、除雪時の対応といたしまして昨年度の予算とほぼ同額程度の予算を計上させていただくものでございます。

次に、3目道路新設改良費でございます。一番上の白丸、幹線道路整備事業5,310万円につきましては、予算案の説明資料の30ページで説明をさせていただきますので、30、31ページをお願いいたします。中ほどのところに幹線道路整備事業の明細が書いてございます。仮称ではございますが、継続事業として3路線となっております。仮称、歯科大東交差点改良事業につきましては、詳細設計、用地測量、不動産鑑定等が完了しますので、継続して用地の取得、移転補償に取り組んでまいります。次の国道19号線との交差点の緑ヶ丘南交差点改良事業につきましては、来年度工事完成に向けて事業を実施するものでございます。次の塩尻町交差点改良事業でございますが、これはあした現場を見ていただくことになってございますが、これにつきましては、用地測量、補償調査、不動産鑑定等を行ってまいります。このいずれの工事につきましても、交付金の内示のつきぐあいによりまして、事業の進捗に若干の影響が出るところでございます。

続きまして、予算書に戻っていただきまして、239、240ページ2つ目の白丸、生活道路整備事業2億1,450万円でございますが、地区要望による道路改良工事となります。主な工事箇所といたしましては、国鉄の側道の峰原団地から塩尻の東支所へ向かう交差点までの道路拡幅工事や、志学館高校前の佐々木整骨院の付近から志学館高校のグラウンドを経由いたします都市大塩尻高校の正門付近までの市道と市道を結ぶ道路新設などが主なものでございます。

続きまして、その下の白丸、歩道整備事業3,586万2,000円につきましては、先ほどの説明の資料の同じページ、今度31ページになります。そこのところにあります、歩道整備事業となっております。これは一番上の舗装整備継続が2事業でございます。君石野村線につきましては、丘中から県住の君石団地までの歩道整

備で、今年度に引き続き60メートル予定で工事を実施いたします。その下の下西条町区線につきましては、一本木の区画整理事業から153号のヤマニの酒屋に通じる部分となりますが、来年度は補償物件の調査を進めてまいります。今後も歩道整備を進め、歩行者の安心と安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、予算書の241、242ページをお願いいたします。1つ目の白丸、道路施設長寿命化改修事業1億8,000万円につきましては、これも予算説明資料の31ページでございます。中段でございます。5年に1度の法定点検の1巡目が終わりました、新たに2巡目を今実施しておりまして、来年度は50橋の点検とあわせて法定点検、1巡目はもう終わっていますのでその結果を踏まえて橋梁の長寿命化の計画を見直すものがございます。次に、橋梁の修繕工事、これは郷原橋の耐震橋台補修を行います。その下のトンネルの修繕事業につきましては、点検結果に基づきまして3箇所の補修工事を実施するものがございます。その下のメロディ橋、これも贅川のところにありますメロディ橋ですが、これは撤去に向けた詳細設計を実施していくものがございます。また、その下の補修修繕の東山山麓線と桔梗ヶ原ぶどう橋線、これは郷原工業団地から19号線までの一部の区間ですが、これにつきまして舗装の個別施設計画に基づき舗装の修繕改良工事を行っていくものがございます。

予算書に戻っていただきまして、4目の交通安全施設費、備考欄交通安全施設整備事業2,000万円については、1つ目の黒ポツ、交通安全施設設置工事については、カーブミラー、ガードレール、区画線の設置を行うものがございます。その下の通学路安全対策工事、これは社会資本整備交付金事業を活用しながら、小学校、中学校の通学路の合同安全点検を実施した箇所を対象として、工事を行うものがございます。3項河川費1目河川維持費です。2つ目の白丸、河川改修事業1つ目の黒ポツの河川改修工事198万円、これは市が管理します改修と河川等の改修工事を行うものがございます。その下の白丸の河川維持諸経費でございますが、2つ目の黒ポツ、河川公園管理委託料155万5,000円につきましては、奈良井川のリバーサイドパークや親水護岸等の管理委託料となっております。その下の河川支障木伐採委託料200万円は、県の森林税を活用した県単河畔林整備事業でございます。補助率は事業費の90%の補助となっております。本年度に引き続きまして小沢川となりますが、実施するものがございます。私からは以上でございます。

○都市計画課長 私からは、4項都市計画費について御説明をいたします。それでは、1目都市計画総務費をお願いいたします。2つ目の白丸、都市計画総務事務諸経費721万5,000円は、都市計画課の事務執行に係る経常経費でございます。主な内容について、最初のポツ、都市計画審議会委員報酬14人分18万8,000円は、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業の市街化区域編入に伴います区域区分の決定及び地区計画制度の導入について都市計画審議会を開催する経費でございます。

ページをおめくりいただき、243、244ページをお願いします。下から6つ目のポツ、地区計画策定基礎調査業務委託料99万円は、今年9月からの地区計画制度の導入に当たりまして、申請のあった対象地区の人口分布、人口動向、土地利用の状況などの基礎調査を行う費用を計上したものがございます。なお、地区計画制度導入に当たっての進捗状況につきましては、この2月までに市の方針が決定しまして、現在、6月議会へ条例改正の議案提出を目指し、運用基準の作成など詳細についての調整を進めているところでございます。また、議会への内容の説明につきましては、5月に予定されております議員全員協議会に御協議をお願いする予定で現在進めている状況でございます。

続きまして、次の白丸、都市緑化推進事業389万9,000円の主な内容について、3つ目のポツ、開発緑地整備委託料90万6,000円は、開発緑地の樹木の剪定、伐採を行う経費でございます。次に、下から2つ目のポツ、危険遊具改修等工事180万円は、本年度遊具の危険度判定を行った結果に基づき、地区と相談しまして危険遊具の改修または撤去を行うものでございます。次のポツ、苗木代77万8,000円につきましては、出生記念樹及び新築記念樹等の苗木の交付を行うものでございます。

続きまして、2目公園管理費でございます。1つ目の白丸、公園等管理諸経費6,164万5,000円につきましては、小坂田公園を初め市内32の都市公園と檜川地区の公園条例に基づく5公園の管理を行うための経費でございます。主な内容について、ページをおめくりいただき上から3つ目のポツ、公園管理委託料2,390万4,000円は、街区公園等の除草、清掃、剪定や小坂田公園の有料公園施設の管理をシルバー人材センターなどに委託するものでございます。次の白丸、公園施設長寿命化改修事業360万円は、平成25年に策定しました長寿命化計画に基づいて、遊具の補修改修工事を予算の範囲内で年次的に進めているものでございます。

次の白丸、小坂田公園再整備事業1億4,370万円は、あわせて説明資料32ページを御覧ください。これは、閉鎖しました市民プール跡地の利活用を初め公園全体の活性化を目指し来年度から再整備に取りかかるものでございます。主な内容について、1つ目のポツ、測量設計調査委託料4,370万円は、公園全体の地形測量及び再整備で予定しています多目的グラウンド、自由広場、レストラン棟の改修等の詳細設計を行う経費でございます。その下のポツ、公園施設撤去工事1億円は、平成27年度に閉鎖しました市民プールの解体工事を行う経費でございます。

続きまして、3目都市計画道路費は、あわせて説明資料32ページを御覧ください。白丸、都市計画道路整備事業6,170万円は、広丘東通線及び高原通線の整備を進めるための経費でございます。主な内容について、すぐ下のポツ、測量設計調査委託料970万円は、高原通線国道19号九里巾交差点から土地区画整理地区内までの340メートル区間の測量、補償調査を行う経費でございます。その下のポツ、市道新設改良工事4,500万円は、広丘東通線の段丘部分100メートル区間の工事に要する経費を計上したものでございます。

次、4目駅施設維持費でございます。白丸、駅舎等維持管理諸経費810万6,000円は、塩尻駅2基、広丘駅2基、計4基のエレベーターの維持管理及び広丘駅のトイレ、自由通路の清掃業務に必要な経費をそれぞれ計上したものでございます。

ページをおめくりいただき、247、248ページをお願いします。続きまして、5目区画整理事業費は、あわせて予算説明資料33ページを御覧ください。白丸、塩尻駅北土地区画整理事業1億1,278万円は、塩尻駅北地区の区画整理事業を推進する経費で、事業から3年目を迎え、公園整備を除く道路宅地部分の造成工事がほぼ来年度で完成する見込みとなっております。主な内容について、工事請負費1つ目のポツ、市道新設工事3,108万円は、地区内の幅員9メートルの主要幹線道路155メートルの道路築造費でございます。次のポツ、区画整理事業補助金2,030万円は、組合が施工する6メートル以下の道路舗装に係る経費に対し、塩尻市土地区画整理事業助成要綱により補助金を交付するものでございます。次のポツ、公共管理者負担金6,140万円は、市が整備します地区内の幅員9メートルの幹線道路の用地費を先ほどの助成要綱により負担金として交付するものでございます。次の白丸、土地利用促進事業は予算説明資料32ページをあわせて御覧ください。主な内容について、1つ目のポツ、組合設立支援業務委託料1,730万円は、令和3年3月の野村桔梗ヶ原地区土

地区画整理組合設立に向け、必要な業務を委託する経費でございます。

続きまして、6目市街地活性化事業費につきましては、予算説明資料32ページをあわせて御覧ください。白丸、ウイングロード管理事業5,271万4,000円は、平成22年に市が取得しましたウイングロードビルの維持管理費に係る経費を計上したものでございます。主な内容について、1つ目のポツ、ウイングロード管理業務委託料762万円は、塩尻市振興公社にビルの管理運営を委託するものでございます。次に2つ目のポツ、割賦負担金3,201万4,000円は、平成22年度に振興公社が行いました大規模改修工事にかかった費用及び平成29年度同じく振興公社で行いました空調設備の改修工事にかかった費用を、10年割賦で負担金として支払っているものでございます。次に、4つ目のポツ、ウイングロード設備改修負担金1,200万円は、築27年が経過し老朽化が進んでおります建物の維持修繕工事を行う費用を負担金として、塩尻市振興公社に支出するものでございます。来年度は、非常用発電機のオーバーホール、シャッターの修繕、店舗のタイル改修、あとトイレの改修などの工事を予定しているところでございます。

次の白丸、広丘駅東口駐車場事業424万6,000円は、広丘駅東口に設置したパーク&ライド駐車場の維持管理費でございます。主な内容について、5つ目のポツ、駐車場管理業務委託286万円は、精算機の保守点検、料金の回収、24時間での異常時の対応などの業務を委託するものでございます。

次、7目交通安全対策費は、あわせて予算説明資料33ページを御覧ください。白丸、交通安全対策事業諸経費2,238万3,000円は、市民の交通安全対策に必要な経費を計上したものでございます。主な内容について、すぐ下のポツ、塩尻市交通安全対策委員会委員報酬7万4,000円は、塩尻市交通安全基本条例に基づき、委員会を開催する経費を計上したものでございます。次に下から5つ目のポツ、交通安全教室等委託料200万円は、NPO法人に保育園や小中学生に対しての交通安全教室の一部を委託する経費でございます。次に一番下のポツ、自動車急発進防止装置整備費補助金1,200万円は、この2月から新たに高齢者の交通事故防止対策として創設しました補助金について、この4月からも制度を継続し、高齢者の事故防止を図るものでございます。なお、4月からの補助金につきましては、国の補助制度がこの3月9日からスタートしております。そうすることで、市の補助金は国の補助金を除いた額に対し、補助することとしまして、2月のスタート時点と比較して市民の負担割合が公平になるよう、補助要綱を一部4月1日より改正しまして対応してまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただき、249、250ページをお開きください。続きまして8目輸送対策費をお願いします。1つ目の白丸、輸送対策事業1億328万9,000円は、地域振興バス10路線の運行経費を計上したものでございます。主な内容について、1つ目のポツ、塩尻市地域公共交通会議委員報酬26万2,000円は、道路運送法に基づき設置している会議でございまして、主に地域振興バスの運行について協議会を開催する経費でございます。次に下から7つ目のポツ、地域振興バス運行委託料9,969万7,000円は、市内10路線のバス運行経費で、檜川線を大新東株式会社に、それ以外の9路線をアルピコタクシー株式会社にそれぞれ運行を委託する経費を計上したものでございます。

次の白丸、駅前駐輪場等管理事業76万6,000円は、みどり湖駅及び広丘駅の駐輪場の管理経費でございます。主な内容について、一番下のポツ、駐輪場管理委託料55万9,000円は、広丘駅前の東西駐輪場の管理をシルバー人材センターに委託するものでございます。

次の白丸、地域公共交通網形成計画策定事業は、あわせて予算説明資料33ページを御覧ください。すぐ下のポツ、地域公共交通網形成計画策定業務委託料248万6,000円は、コンパクトシティを推進するため、持続可能な交通ネットワークの構築を目指し、その計画策定に要する経費として業務委託料を計上したものでございます。

次に9目下水道事業費でございますが、これについては下水道事業会計への繰出金として8億円を計上したものでございます。私からは以上でございます。

○建築住宅課長 ページをおめくりいただいて、予算書の251、252ページをお願いします。私からは5項住宅費1目住宅企画費。説明欄の2つ目の白丸、住宅事務諸経費328万8,000円につきまして、市内の市営住宅等18団地555戸の管理運営にかかる費用となっております。8つ目の黒ポツ、パソコン等使用料187万8,000円は、市営住宅等の入居者情報や家賃等の管理システムを運用するためのパソコン等のハード及びソフトウェアの使用料で、現行システムは令和元年10月から再リースで使用していますが、システムの保守期限が令和2年9月で切れてしまうため、令和2年10月から新たに5年間の長期継続契約リースを予定していることから、昨年度予算より44万5,000円増額となっております。2つ下の黒ポツ、強制執行予納金20万円は、長期滞納者のあけ渡し訴訟を行った場合に、結審により強制執行する際に裁判所に預ける費用です。なお、本年度でみどりが丘雇用促進住宅の売買契約に基づく9年の年賦払いが終了するため、事業費全体としては本年度比で814万5,000円の減となっております。

次の白丸、市営住宅管理維持補修費6,697万1,000円につきまして、2つ目の黒ポツ、特定公共賃貸住宅等指定管理料から4つ目の黒ポツ、市営住宅管理代行料までは、市営住宅等の管理運営を長野県住宅供給公社へ委託等する費用となっております。一番下の黒ポツ、改修工事1,756万7,000円につきましては、平成30年に作成しました塩尻市公営住宅等長寿命化計画の維持管理計画に基づいて実施している吉田団地の屋根及び外壁の改修を行うための工事費で、今年度はA棟1棟が完了しており、令和2年度はB棟及び併設の集会所を実施する予定となっております。

次の白丸、空き家対策事業3,029万6,000円につきましては、危険空き家などの管理不全の空き家に対する対策等、空き家の利活用の促進に関する経費となっております。最初の黒ポツ、空き家等適正管理審査会委員報酬5人分3万4,000円は、危険な空き家として指定した特定空き家について、市が行う命令等の行政処分を行う際に、第三者の意見を聞くものとしており、その審査会の委員報酬5人分を計上したものでございます。次の黒ポツ、空き家等対策協議会委員報酬7人分は、空き家対策特別措置法に基づく空き家対策計画の策定及び変更並びに実施等に関して協議するための協議会で、委員構成メンバーのうち、市長を除く有識者等の委員報酬7人分を計上したものでございます。下から2つ目の黒ポツ、住宅ストック活用事業補助金1,500万円は、移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱に基づき、空き家を利活用するために空き家の片づけや改修、解体に要する費用の2分の1でかつ片づけは10万円、改修及び解体は50万円を上限として補助するもので、補助を開始した平成28年から5年目を迎えますが、年々申請件数が増加しており、本年度当初予算より370万円増額で計上したものでございます。一番下の黒ポツ、空き家利活用事業負担金1,132万6,000円は、塩尻市振興公社が行っております移住・定住促進事業のうち、空き家バンクや空き家コーディネーターなど、空き家に関する事業に対する負担金で、利活用可能な空き家と移住・定住希望者とのマッチングを市内不

動産事業者と連携して実施しているものでございます。先ほどの住宅ストック活用事業補助金を紹介、活用しながら空き家の縮減へ取り組むものでございます。

ページをおめくりいただいて、253、254ページをお願いします。2目建築指導費、1つ目の白丸、建築確認等事務諸経費128万9,000円は、建築基準法の規定に基づく限定特定行政庁として、確認申請の審査、検査及び長期優良住宅の認定審査等の事務を行うための事務諸経費となっております。

2つ目の白丸、耐震対策等事業2,043万9,000円は、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅や道路に面するブロック塀等について、耐震対策を促進するための費用です。事業費については国や県から補助を受けて実施するものでございます。1つ目の黒ポツ、耐震診断業務委託料650万円は、木造住宅の耐震診断業務100件を見込んでございます。次の黒ポツ、大規模盛土造成地調査業務委託料273万9,000円に関してですが、国において東日本大震災、熊本地震等での被害を教訓に、大規模に谷や沢を埋めた造成地の滑動崩落に伴う住宅や公共施設の被害発生を懸念し、本年度一定規模以上の大規模盛土造成地の位置や、規模等を把握するために国土交通省の直轄事業として過去と現在の地形図との比較調査を全国規模で実施しており、その結果、市内においては8カ所が大規模盛土造成地に該当することが判明しており、その8カ所について、国の方針に基づき調査を業者に委託するための費用となっております。具体的には現地調査や造成年代調査などを行い、宅地ごとにカルテとして資料整理し、8カ所の中での詳細調査の優先度等を判定するための資料作成などを予定してございます。なお、大規模盛土造成地として判定された8カ所は、今泉南テクノヒルズ産業団地及び民間工業団地の中で5カ所、そのほかに片丘の塩尻インターチェンジ西側で竜神池、中池と国道20号との間の住宅地の一部、それから北小野の中部電力の変電所、最後に贄川駅の国道を挟んだ向かい側の住宅地の一部が該当となっております。次の黒ポツ、耐震補助事業補助金1,120万円は、木造住宅耐震対策工事補助として10件、ブロック塀等撤去及び改善補助として10件を予定してございます。

次の白丸、県産木材住宅普及促進事業。黒ポツ、県産木材住宅普及促進事業補助金2,550万円は、平成30年度より開始した県産木材の利活用を促進するため、県産木材を活用した木造住宅の新築工事並びに住宅の耐震補強工事とあわせて実施するリフォーム工事に補助を行うもので、2年連続で6月の補正予算対応とさせていただいた経過もあったことから、本年度より550万円増額し、17軒分を予定しているものでございます。なお増額分につきましては、社会資本整備総合交付金を充当する予定でございます。私からの説明は以上です。

○**農政課長** 続きまして、予算書飛びます。323、324ページをお願いいたします。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費。説明欄の一番上の白丸でございます。市単農業施設災害復旧費49万7,000円でございます。農業施設に災害が発生した際に迅速に対応できるように応急対策費として計上するものでございます。私からは以上です。

○**森林課長** 続きまして2目林業施設災害復旧費15万5,000円であります。災害発生時における応急工事等の芽出し計上となっております。以上です。

○**建設課長** 続きましてその下の2項の土木施設災害復旧費。これにつきましても災害が発生した時の芽出しとして計上してあるものでございます。これで8款の土木費と11款災害復旧費の説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○**委員長** では、御苦勞さまでした。ここで休憩を入れたいと思います。

午後3時38分 休憩

午後3時44分 再開

○委員長 皆さんしっかりおそろいですので、休憩を解いて再開をいたします。それでは8款土木費と11款災害復旧費、今説明をいただきました。これについて質疑を行います。委員のほうからありましたらどうぞ。

○古畑秀夫委員 248ページのウイングロードの関係です。あそここの間、買い物に行ったら、大分あいているところがあって。いちたは自分でビルをつくったりして、あそこから多分出て行って、もう既にやめているということですか。あいてるスペースが大分あったんですが、その後に入るような状況というのはあるのでしょうか。

○都市計画課長 現在私どもで把握している内容につきまして、2階の部分で、いちたさんが入っていた部分ですけれども、あその部分については、カルチャーセンターがスポーツジムみたいな形でジムのあそこにつくって、利用するという形で決まっていることは聞いておりますけれども、1階の部分については、現在あいておりますので、店舗を振興公社のほうで探しているといった状況でございます。

○古畑秀夫委員 同じ248ページの一番下の自動車の安全装置というか急発進防止の装置の、国が補助金を出すということですが、少し変えるというさっきの説明だったんですが、どのように内容を変えるのですか。それからこの予算というのは、何台分ぐらいの補助金になっているのかお聞きしたいと思います。

○都市計画課長 ただいまの補助金の関係ですけれども、この3月9日から国のほうで制度がスタートしております。後づけの装置につきましては、一応踏み込みタイプのものについて2万円、感知して止まる装置については4万円という形で国の補助金が出ますので、実際の整備費に対しまして、国の補助金を除いた額に対して補助金を出す形に要綱を改正をいたします。今までは市の補助金だけでしたので、全体整備費の9割までを市が負担しておりましたので、一応同じ額になるような形で、単純に言うと国の補助金を除いた額の半分とすれば、補助率として8割ぐらいを掛けてやると、この2月から3月までの間の9割とほぼ同じ額になりますので、イメージとしてはそういったイメージで、4月以降にやっても、先にやった人と同じお金を個人負担をすればできるといった形で、要綱のほうを改正していきたいというふうに考えて作業を進めているところでございます。台数につきましては、1,200万円でおおむね400台を予定しております。2月からの補助金300万円で、それにつきましては54台で一応予算のほうは全て使い切っている状況になっております。それ以降、さらに現在待っている方おりますので、4月以降、おおむね今現在で50人ぐらい待っておられる方がおりますので、そういった部分を含めて残り350台ぐらいまだ対応できるといった予算額となっております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 待っていらっしゃる方というのは、要は改修するのを待っているのか、改修してから待っているのか、その辺どうですか。

○都市計画課長 一応、手続き自体は、申請書は出しているのですが、提出日を4月以降にさせていただくということで、私どものほうも4月に入ってからすぐに交付決定が出せるような形で手続きを進めておりますので、あくまでも交付決定がなされた以降に整備をしていただくといったぐあいで待っていただいております。

○中村努委員 補助金を使うに当たって、工事をする前に相談があってそういう案内をしているということではないですか。

○都市計画課長 そのとおりでございます。

○中村努委員 では今のところ、そういう相談があった人が五十何人いて、実際何人待っているかはわからないわけですか。相談しなくて待っている方もいらっしゃるのですか。そうすると、3月9日から国からのが始まるのだけれど、もう3月いっぱい国の制度も利用しないで、4月以降にしたほうがいいということなのですか。

○都市計画課長 そのとおりでございます。当然国の制度だけ利用すると、後づけで2万円かもしくは4万円です。今のところ大体8万円とか9万円ぐらいの費用が感知型のやつについてはかかっておりますので、半分以上は自分の持ち出しになってしまうという形ですので、4月以降まで待ったほうが自分の個人負担が少ないということで、より自分に得した形で整備できるということですので、そういうことをお話ししながら待っていただいているといった状況でございます。

○中村努委員 了解です。今度、事業者なのですが、この補助制度を使って取りつけてくださっている事業者は、何社ぐらいいるのですか。

○都市計画課長 現在登録のある業者で、塩尻市内に29社ございます。

○中村努委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 252ページですが、空き家対策の関係は、特定空き家と空き家を再利用していく、空き家の利活用と両方の事業あると思うんですが、この特定空き家があるというか、ちょっと危険なり管理されていない空き家があるというのは、どこかがチェックして審議会か何かにかけると思うのですが、空き家でこれ問題だというのは誰が把握することでしょうか。

○建築住宅課長 空き家の確認についてなのですが、市役所に問い合わせがあったものと、平成25年と30年にそれぞれ空き家の調査を全地区でやっています、それについて職員が現地のほうに出向いて確認をしております。その中で危険かどうかという判定をして、その中で危険なものは特定空き家に認定していくというような流れになっております。

○古畑秀夫委員 それで特定空き家に認定されているのは、市内どのくらい現在あるわけでしょうか。

○建築住宅課長 特定空き家に認定されたのは、条例施行されてから5件ありまして、現存しているものについては今3件ございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 3件ですか。

○建築住宅課長 現存しているのが今3件ございます。

○委員長 2件が取り壊された。

○建築住宅課長 2件は取り壊しをされて、今更地なり次の建物が建っているというような状況でございます。

○古畑秀夫委員 3件はいわゆる特定空き家だということで、指導して取り壊ししてもらうようお願いしているということですか。

○建築住宅課長 部分的に危険なところには対応していただいたり、あと取り壊しに向けて通知等行って交渉し

ていたりする部分が今現状でございます。

○古畑秀夫委員 それから続いて、利用している空き家活用の部分、大変大勢の方が利用されているということですが、現在、空き家バンク登録数はどのくらいでしょうか。

○建築住宅課長 常に更新をしている状況で、今日時点で空き家バンクに登録されているのは6件でございます。

○古畑秀夫委員 それと、その前に向けたいわゆる清掃したりとか改修したりとかってというのは、利用状況はどのくらい現在ありますか。わかりますか。

○建築住宅課長 今年度につきましては、片づけで14件、改修で9件、解体で27件が交付申請している状況です。

○委員長 もう一度お願いします。

○建築住宅課長 片づけで14件、改修で9件、解体が27件。

○古畑秀夫委員 そうすると27件というのは、新しくここへ住宅を建てるということですよ。

○建築住宅課長 交付金の要綱の中で、転売をして第三者に譲り渡すという条件になっていますので、それに基づいて新しく家を建てるというような予定にはなっております。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい、いいです。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 242ページの交通安全施設整備事業ですが、通学路の安全対策工事ということで、ガードレールの設置などをするというのですが、もちろん通学路になっているところ全部にガードレールをつけるわけじゃないと思うのですが、どういう基準でつけていくのか教えてください。

○建設課長 通学路の点検をしたところで、あと警察の方とかそういう方が立ち会いをする中で、ガードレールというのは飛び込みの防止とかそういうところで、歩道にずっとガードレールをつけるとかということはしていないので、現地を見て、こういった最低限という言い方は変なのですけれども、この費用対効果を見る中で、ガードレールをつけるとか支柱を建てるとか、または注意喚起でやるとか、そういうふうに現場を見て確認しながら予定の工事の内容は決めているということでございます。

○中村努委員 通学路の合同安全点検で、ここはガードレールをつけてほしいというような箇所があるのだらうと思うのですが、その要望に十分に応えられるのか。今お聞きすると、大体交差点の角につけるくらいかなというイメージで、今グリーンベルトになっているようなところにつけるという感じではないようだけれど、我々が保護者の皆さんに説明するときに、こんな場所に要望していけばガードレールつけてくれるよみたいな話ができればいいと思うのですが、その辺どういう説明したらいいですか。

○建設課長 一応要望をしていただいて、ガードレールをつけるということは道を狭くしなくてはいけないということもありますので、本当に道が十分に幅員とか確保できている部分かというところが必要になってくると、あとは、そういう部分にまずは歩道をつけることが第一で、ガードレールというのは車の飛び込みとか、歩道があればガードレールというのは、今現在つけていくということはありません。角でカーブで、どうしてもいつも事故があつて車が飛び込むとか、そういう部分であれば何とかガードレールというのもつけられる部分につけていくということはあるのですけれども、ガードレールを申請でいただいても、ほ本当に車が落ちてしまうとか、

そういう部分にはガードレールをつけていくのですけれども、まずはある程度可倒式のポールだとかで注意喚起を図ってという部分になってしまいます。要望をいただく中で、どういうところにつけられるとか、どういう説明をしたらいいかというのは非常に難しいのですけれども、言質を出していただいたところで、確認をさせていただくということになってしまうと思うのです。これを出せば確実にここはつけられるというところは、どういうところに必ずつくというのが言えないものですから、まずは要望とか区長通していただいて、現地を私ども職員と見て、どうするかというところで決めていただきたいと思います。

○中村努委員 今、区長を通じてという話があったのですが、大体それだと話がつながらないのですよね。だから合同点検ということが実施されたので、学校もそうですし、PTAもそうですし、区長にも通学路の安全については、とにかく合同安全点検に意見を集約していただいて、それで優先順位をつけていきますというルールをしっかりと説明をしていただきたいと思います。市内見たところ、安全対策でガードレールつけられる箇所はそんなにないと思うのです。それ以外の対策もぜひお願いしたいし、まずガードレールより歩道のほうが先だということ、1つ前のページの丸に歩道整備事業とありますけれど、これは結構広い道路のことをイメージしているわけですか。

○建設課長 今回つけている部分というのは、用地を買って、そこに今ある道路よりも横に歩道をつけていくような形で、今やっております。あと、先ほども区長ということでも言われたのですけれども、合同点検の部分につきましては、学校教育総務課と学校PTAを通じて出していただいていますので、その件は区長も入ってはいますけれども、そういったところできちんと学校と通じて対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中村努委員 保護者の中には、そういう声を出す機会を知らないという方もたくさんいるのです。どこかで情報とまってしまうとか、言ったけれど全然つながっていないとか、そういう事例もあって、この問題ではなくて教育総務課の関係かもしれないですが、もう一回合同点検はきちんと位置づけをしていただきたいと思います。

では続けて、違うことですが。246ページの小坂田公園の関係ですが、委員会でもいろいろ現地視察したり全協でも説明があったりして、いろいろな課題とか展望とかいろいろなことが議論されてはいるのだけれども、それについて答えが出ないまま先に行ってしまうような気がするのですけれども。これからまた市民に対しても意見求めるというような答弁もあったのですけれども、いまいちはっきりしない。どういう公園になるのかということが我々全然イメージがまだはっきりしないのですが、その辺なるべく早目に、設計に入る前に全容を知りたいと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○都市計画課長 本会議の中で答弁したと重複いたしますけれども、まだ市民意見を公には聞いていないという形になっておりますので、きちんと市民説明会ですとか、パブリックコメント、市民の意見を聞きまして、どういった意見があるのかということを中心に把握する。それに対しまして、今の整備計画が妥当であるかないかという部分については庁内できちんと検証しまして、ある程度最終計画案という形にしていきたいと考えておりますけれども、なかなか今回の再整備につきましては、ある施設をどうやって魅力を高めて市民の方にいかにご利用していただくかというのが今回のポイントだということで、私ども庁内でも検討しております。状況を見ていただくのと御承知だと思いますけれども、市民の方に使われていないというのが今の実態だというのが一番の

課題だと承知しておりますので、それをいかに市民の方があそこに足を運んでいただけるかということが、今回の私どもの目指す一番のところと考えております。体育館のように新しいものをつくる時にはまっさらなキャンパスに絵を描けますので、いろいろな意見やそういうことを拾えるとは思いますが、今回はある施設をいかに有効活用をして整備をするかということが肝心だと思いますので、そういったことを踏まえてきちんと市民の意見を聞いて、これから来年度は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○中村努委員 なぜ市民の方に利用していただけないかということが、なかなかしっかり捉えられていないのではないかという気がします。私たちが現地見たり、いろいろな話聞く中で、一番はあらゆる面で形状が悪いということですが、それをいじらずに今のままやろうとしてもなかなか難しいし、ぴんとこないところがあります。それから、道の駅とグラウンドと公園部分とゾーニングをどういうふうにしていくのかということがわからないし、その間の動線をどうしていくのかということも問題提起はしているけれども、これといったはっきりしたものが得られていない。けれども、来年度にはプールの解体工事が始まって事業が始まっていってしまうということに、何か急ぎすぎているような、そういう印象を私は受けています。そこまで進捗しているのであれば、もうちょっとはっきりとした絵が伝えられてもいいのかなというふうに思っています。その辺どんな考えでいますか。

○都市計画課長 急ぎすぎているといったことではなくて、ある程度平成27年にプールを閉鎖した時点からの課題だと思いますし、その部分については、なかなか当時きちんとした明快な利活用については答えが出なかったということで、庁内でもなかなかそういったいい案が出ない中で、平成29年度にサウンディング調査をやって、民間ですとかそういうところから少し意見を伺いながら、今現状まで進んできている状況でございます。なかなか先ほど申したとおり、ある施設をいかに有効活用するかというところの部分で、全く今の施設を白紙に戻して、全く新たにゾーニングをし直してということまでは、なかなか費用的にも莫大な費用がかかると承知しておりますし、いかに今の施設を有効利用することで事業費が抑えられるかといった部分も、庁内で検討しながら民間の意見と重ねながら進めておりますので、そういったことについてはある程度議会にも説明をしながら進めてきたつもりでございますので、これから私どものほうで市民意見を聞いた中で、先ほどと重複しますが、また議会に対してもきちんと説明していきたいと思っておりますので、そういったところは御理解いただきたいと思っております。

○中村努委員 例えば具体的に言うと、本会議でもあったとおり、来てほしい人にターゲットを絞ったものにするのか、ただ漫然と広い面積がある公園のままにしておくのかというような問題提起もされているわけですね。それに対して納得のいくような、まだ話が見えてこないです。だから、そこら辺が一つ不満であるのと、それから形状的にプール跡地にしても、全部削って全部平らにできればいいに決まっているということはよくわかっていますが、いろんな地形をいじることができないような前提でどんな公園がいいのかという投げかけでないと、市民の皆さんも、全面的にやり直したほうがいいというふうに受け取ってしまうと思うのです。そのまま話が進んでいってしまうような気がするので、まだなかなか整理がつかないような感じですが。

○副市長 全協等で私どもの考え方、ある程度説明をしたつもりでおります。今都市計画課長が答弁したように、平成29年からサウンディング調査をやりまして、そのサウンディング調査の前提というのは、あの公園にお客さんがたくさん来たり、市民の皆さんにきちんと使っていただくようにするには、どういうふうにやったらいい

か民間の皆さん御提案くださいと全国募集しました。何カ月もかかって。幾つかの業者から、こうやったらいいですよ、ああやったらいいですよ、大きい遊具をつくったほうがいいですよというような御提案もいただきました。ただその御提案は、こういう大きい遊具はその業者がつくっていただけますかと言ったら、いやいや、それは市でつくってくださいということです。

議員の中からも、遊園地をというようなお話を承っておりますが、今御指摘をいただいたような立地の中で、大規模な開発を民間で請け負ってやってくれる人は今のところ見当たりません。したがって、私どもは今の公園のあの立地を生かして、どういう形であれを再生させたらいいのかという視点を持たざるを得ない。そうしますと、今余り使っていないグラウンドをどうやってやるのか。あのグラウンドをどうやったら人が来ていただけるようになるのか。あるいは、利用が余りないと言われる飲食の部門とか、利用がないとは言いませんけれども、もっと人が来てくれるように、むしろそういうものは民間サイドにどんどん任せていきたいと思います。基本的な骨組みの部分というものは、私どもの今できる範囲の中で、公園事業の中でやりましょうということを御提案申し上げている次第であります。あれをもう少しどんどん肉づけをしながら、ここはこういう形でやります、ここはこういう形でやります。それは誰がやりますかと言ったら、それは公共であつたり民間がやったりしなければいけない。

私は、民間のものをもっと募集しなければいけないと思っています。それは少し時間がかかりますので、恐らくこの計画の中で、一応、社会資本整備総合交付金を使ってやるものですから、5年という計画は多分あるでしょうけれども、それは5年では済まないかもしれません。ただ民間が少なくともコンビニとかサービス施設はつくりたいと言っているチャンスもあるわけですから、まずここでスタートを切らせていただいて、それで少し時間がかかるかもしれませんが、公園の再生をしていきたいと思いますという、こういう考え方でございますので、ぜひその辺おわかりいただくように私ども説明を尽くしてまいります。お願いをしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

私から2点ほど、地区の住民から聞いてほしいという話がありました。1つは、説明書30ページの生活道路整備事業に入ると思うのですが、奈良井の舗装、これがどうなるかと。地区の区長方も何年も前から要望しているけれども見えてこないけれど、そろそろ絵になってもいいのではないかという御指摘がありました。これについては、今のところ計画等含めてありますでしょうか。まず1点目です。

○建設課長 御指摘のところの奈良井の宿場の中の舗装ですけれども、1回やるときに起債事業で起債を借りてやっていて、まだ償還が終わっていないということになっていまして、その償還を待つという形で、だから今年度は特に全面的にやりかえるとか、そういうことは計画してございません。

○委員長 それは私も理屈はわかっているつもりなのですが、いつまで償還はありますか。

○建設課長 何年までというのは今データを持ち合わせませんので、調べて回答させていただきます。

○委員長 よろしくお願ひします。区長のほうも、これは何年来の要望事項で、今のようなお話は聞いてもいたので理屈はわからないでもないということです。一方で、おわかりのようになかなか損傷が年々ひどくなってきている現状があるので、今黒い舗装で仮に埋めてまだらになって、去年色をつけてということをやっていたらいいけれども、そこらじゅうそうになってしまうという心配を今しています。その資金、あるいは国の法律の期限もあわせて、一度目安を出していただければありがたいと思います。これは実情は私もわかりますので、要望に

させていただきます。

それが1点と、都市公園の関係、予算書246ページ、都市公園、楡川に5公園あるという、その奈良井の公園にあった遊具が、あるときなくなってしまったということで、多分老朽化して危ない状況があったので撤去されたということなのですが、これについては復活をしてくれますかという、地区の住民のお話がありました。これについては何か予定がありますでしょうか。

○都市計画課長 老朽化で危ないということで、今年度撤去させていただきました。今、予算の策定以降の話でしたので、来年度というお約束は今の段階ではできませんけれども、来年再来年くらいまでにはきちんと私どもで予算づけをしまして、新しいものを設置していくということで、区長にはお話しさせていただいております。今年できればいいのですけれども、お約束が今のところできないので、その辺御了承ください。

○委員長 わかりました。あそこは利用頻度が結構あって、子供連れの観光客だとかがあそこで時間を潰すという場面がかなりあります。そうしたらなくなってしまって、これどうなったのというやりとりが、実際私の目の前でもありましたので、地区の住民の子供たちもこれを使って楽しみにしているという、そういう遊具でありますので、ぜひ御配慮をお願いしたいと、これは要望にさせていただきます。

ほかにございましたら。

○議長 254ページですが、耐震対策等事業ということで、耐震診断の無料についての該当する人へのお知らせを、地区を決めて毎年やってきたのかと思うのですが、令和2年も同じように行うわけですか。

○建築住宅課長 アクションプログラムというものを策定しまして、地区ごとにダイレクトメールを送るように契約してまして、本年度は片丘地区と棧敷と旧塩尻地区に送付しまして、来年度は塩尻東地区にダイレクトメールで送付する予定になっております。

○議長 それから、県産木材の住宅普及ということで、県産材のほうの補助金も組み合わせによっては両方できるということについては、市民の方たちに周知しているのかどうか。市民が知ることができるのは相談があった場合ですか。その辺どうですか。

○建築住宅課長 周知につきましては、ホームページで掲載しているのと、申請等あったときにはそういった御案内をしているというような状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

○議長 そういった周知はしているということですが、何かの機会があって、広報などで何かお知らせができるのかどうかのかわかりませんが、実際専門家と話をしたときでないと、余りこういう話はわからないと思いますので、機会があったら知らせていってはどうかと思うのですけれど、どうでしょうか。

○建築住宅課長 周知の方法については、また検討させていただきたいと思います。ただ、今までも補正予算している関係で、来ていただくのはありがたいのですが、都合があって、全てお応えできるかというところは予算次第というところもあって、まずはその縁出しを検討していきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにございましたら。

○古畑秀夫委員 今の関連ですけれど、今年度利用が多くて、たしか補正を組んでやったと思うのですが、結局希望者は全員利用できたという理解でいいですか。

○建築住宅課長 要望いただいているものについては、今年度全て対応させていただいております。あしたの補

正予算で、今年度分については幾らか余りが出たものですから、減額という形で補正予算を組んでおります。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 252ページの市営住宅の関係なのですが、市営住宅管理代行料。これ多分管理代行、たしか県の住宅供給公社だと思いますが、そこの方々というのはこの不動産業に対してどの程度のスキルを持った方々なのですか。

○建築住宅課長 管理代行につきましては、県内の県営住宅を含めて、19市中半分ちょっとくらいは住宅供給公社のほうに委託しているような関係で、各支店の中でずっとそういった市営住宅の管理をされてきているということです。資格的なものがあるかないかまでは確認はしていませんが、そういった管理を長年やってきた方ということで、工事に関しても、実際昔は住宅団地の造成等の発注とか工事を発注していた側ですので、そういった具体的な建物の管理等についてはスペシャリストがたくさん本部のほうにいらっしゃるという形です。徴収についても全県的にそういった取り組みをされているので、そういったことに長けた人材がそれぞれ配置されているという状況でございます。

○中村努委員 そうおっしゃいますけれども、恐らくそういう不動産関係の資格を持っているとかそういう方ではないと思うので、たまに聞く話ですけれども、素人同然なのです。申し訳ないけれども。かえって民間の不動産会社に任せたほうがちゃんとやってくれるというレベルではないかと、私は思っています。ここでどうこう言うわけではありませんけれども、ちゃんと仕事してくれと、料金払っているのだからという、そういう形で指導をしていただきたいと思います。

○委員長 質問ですか。

○中村努委員 要望でいいです。

○委員長 要望。よろしいですか、建築住宅課長。

○建築住宅課長 いただいた御意見を住宅供給公社のほうに、そういった御意見をいただいたということでお伝えしたいと思います。

○委員長 ほかに。よろしいでしょうか。

○観光課長 先ほど古畑委員から地域おこし協力隊員の人数につきましてお問い合わせがございました。現在、地域創生課で6名、観光課で1名、合計7名となっております。新年度につきましては、地域創生課で7名、観光課で1名、合計8名の予定となっております。

○委員長 よろしいですか。

それでは、議案第17号の当委員会に付託されました部分については、質疑が終了しました。

議案第17号について自由討議を行います。委員の皆さん、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第17号令和2年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認めます。議案第17号令和2年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、午前中に棚上げをさせていただいた議案第11号に戻りたいと思います。答弁の途中であったということですが、答弁を求めます。

○**建築住宅課長** 午前中の議案第11号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、中村委員からいただいた御意見についてですが、まず共益部分の費用負担については、塩尻市営住宅管理条例の20条の中において費用負担については規定しておりまして、第3号において、共同施設または給水施設及び汚水処理施設の使用または維持運営に要する費用については入居者負担ということになっています。

続いてもう一点、共益費の徴収についてですが、現状、各団地の自治会の役員等で徴収をしているというような状況で、大きな団地、吉田団地、小井戸団地、君石団地、みどりが丘雇用促進住宅につきまして、全て住宅の自治会及びその役員が徴収をしているということで、基本的には多くの場合が常会費あるいは自治会費として徴収しております。君石団地につきましては、県営住宅と合わせて共益費ということで、自治会費とは別に徴収しているというような状況でございます。この自治会費につきましては、共益部分の使用料以外にも懇親会費とか慶弔費といった費用も盛り込んでいるというようなものもございます。それについては、現在、市営住宅以外の団地においても自治会費を集めているというような同じような状況だというふうに認識しております。それから、特例で共益費を徴収している公共団体も幾つかあるらしいのですが、そちらについては自治会といったものが存在しないようなところで特例的に地方公共団体が徴収しているというような場合もあるようでございます。

そういった事情も鑑みまして、各団地の自治会の中の運営費として、引き続き共益費もしくは自治会費ということで各自治会に引き続きお願いをしていきたいというところではあるのですが、先ほど中村委員御指摘のように、徴収なくて不公平だということもございまして、うちのほうで共益費については入居者負担ということでお話はしているところではあるのですが、自治会にお願いしている部分もございまして、不公平だという意見をいただいたことが今まで私自身余りなかったものですから、そういった声があれば、市としても自治会に協力をし、なるべく徴収をいただけるような形の協力はしていきたいと考えております。以上です。

○**中村努委員** 今、特例で市が直接集めているところがあるというお話でしたけれど、特例のもとになっている例というのは何ですか。

○**建築住宅課長** その例は、書いてある内容では、自治会という組織がないというものであれば、地方公共団体が徴収しているという場合があるということでございます。

○**中村努委員** ですから、特例というのは、そのもととなる法律なり何なりというのは何ですか。

○**建築住宅課長** 徴収については、徴収してもいいとは書いてもいないし、いけないとも書いていないので、そちらについてはどちらでもできるという認識ではあるのですが、費用負担については入居者に負担をお願いしているという中で、共益費として市で徴収した場合に、電気代とか水道代とかそういったものについては月とか年によって増減しますので、そういったものを徴収して支払ったときに足りなかった分を改めて徴収するか、あるいは還付するか、そういった手続を考えると、各自治会でやっていただいたほうがスムーズのかなというところで考えております。

○**中村努委員** 要するに、もととなる決まりがないので、特例でも何でもないので。それぞれの自治体が勝

手に考えてそういうやり方をしているだけで、全然もとの法というのは決まりではないのですよね。例えば、雇用促進住宅もそうだとはいましたけれど、あそこ入居率50%くらいです。50%だろうが100%だろうが共用部分の電気料は変わらないです。そうしたときに、なぜ入居している人だけがその負担を負わなければいけないのですか。普通、一般のアパートを経営していたら、そのコストというのはオーナーなり管理会社が持つ話で、入居している人に転嫁なんかできるわけがないのですよ。そういう矛盾というのは感じませんか。

○**建築住宅課長** みどりが丘雇用促進住宅につきましては、長寿命化計画作成した中で、用途廃止をしたいという旨、役員と入居者に説明をした際に、共益費が当初入居したときよりも高くなったということでお話をいただいております。その分についてはうちとしても協力できる分は協力するというので、駐車場については、今まで組合で共益費として足りない部分を借りていた部分があったのですが、そういった部分については、今半分に減ったという中で、今市で管理している住宅の中で別に土地を借りないでもその中で収まるような形で、なるべく共益費を抑えるというような対策をとるといような形の協力をしてきた経過がございます。

○**中村努委員** これ以上言ってもしょうがないのですが、これはうちの市だけのことだけではなくて、実は日本全国で間違ったことをやっているのですよ、要は。それをただよしとしているだけなので、やはり共益費というのはしっかりオーナーが徴収をして、入居者にその分をしっかりと請求をしていくという形にしていけないと、自治会という任意組織にそういったことを丸投げしてしまうというのは、これは不公平のもとだし、非常に会計的にも不透明な部分も出てきてしまいます。これは入居者から徴収して全然構わないのですけれども、しっかり塩尻市の市営住宅に関係するところは共益費についても、きちんとした明確な基準を持って透明化させていっていただけるように、十分早急に検討をお願いしたいと思います。何か答弁あればお願いします。

○**建築住宅課長** 共益費を集めているような自治体の状況等を調べる中で、研究していきたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。これはまだ質疑は閉じていませんので、第11号について、これ以外に質疑ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号でございます。これで質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** では、なしということで議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第11号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第11号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○**建設課長** 先ほど委員長から質問がありました奈良井の関係の舗装の起債の償還ですけれども、平成19年、20年、21年で借りていまして、3カ年で借りているものですから、一番早いのは令和3年、来年度の3月1日で1つ償還が終わります。もう2つ償還が、令和4年、令和5年という形で、償還期限が残っているということでございます。今回も実施計画の補正を今年度上げて、調査費で舗装の構成等を研究したかったのですけれども、それは認められていない部分がありまして、今度3期の計画がこれから始まりますので、そういった中で検討させていただいて方向づけをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。令和5年までかかるという、そういうことだと。例えば、あと残りが少なければ繰上償還をしてでもという部分が、道路の実態としては気が気でない状態が今起こりつつあるということがあります。維持のほうでも、多分かなり気を使っていますし、大変だろうという現状がありますので、ぜひ前倒しできるやり方があるのなら、それも検討していただくように、これも要望にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、本日の議案はここで終了といたします。また、明日残りをやりますので、よろしくお願いをしたいと思います。本日は御苦労さまでございました。

午後4時41分 閉会

令和2年3月11日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印